



和歌山県屋外広告物 Q&A

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課

和歌山県和歌山市小松原通り1丁目1
TEL 073-441-3228
FAX 073-441-3232
MAIL keikan@pref.wakayama.lg.jp

第1章 総則

1-1 Q&Aの運用について 3
----------------	---------

第2章 屋外広告物の定義

2-1 屋外広告物とは 4
2-2 屋外広告物に当たるかの判断事例 5
屋外広告物と掲出物件の違いについて 7

第3章 適用除外広告物

3-1 自家用広告物について 8
3-2 適用除外の注意点について 10
3-3 管理用広告物について 11
3-4 その他適用除外広告物について 13
他法令による適用除外について 15

第4章 許可基準

4-1 壁面広告物について	16
表示面積について	16
「1壁面につき」とは	17
企業カラーとは	19
4-2 独立広告物について	24
表示面積について	24
1面の考え方について	24
距離の考え方について	25
4-3 案内広告物について	29
道標・案内図板・案内板の基本的な考え方について	29
4-4 屋上広告について	32
基本的な考え方について	32
高さが異なる際の考え方について	33
4-5 総量規制について	36
4-6 電光表示広告物について	38
4-7 色彩について	39

第5章 許可申請

5-1 許可申請について	40
5-2 屋外広告業の登録について	43

問い合わせ先について	44
------------	----

(該当条例等)

Q&A の位置づけ

和歌山県屋外広告物条例では、屋外広告物の設置にあたり、原則屋外広告物を設置できない禁止地域、許可を受ければ設置できる3種類の許可地域を定め、それぞれに屋外広告物の種類別に設置基準を設けています。

条例・規則及び和歌山県屋外広告物ガイドライン・手引きに基づく広告物許可事務や広告業登録事務において、一定の統一した見解ができるよう、過去の判断等を整理し、取扱いを示したものです。本 Q&A により難しい案件については、各市町村担当課及び県都市政策課へご相談下さい。

※この QA の適用範囲については、和歌山市を除いた市町村になります。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/okugaikoukoku_koukokunusi/koukokunusi_d/fil/22madoguchi.pdf

2-1

屋外広告物とは

(該当条例等) 法第2条

屋外広告物について

屋外広告物とは、下記の4つの要件を全て満たすものが該当します。

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

上記③の「公衆」とは単に「不特定多数に表示する」という意味ではなく、建物管理権限から総合的に判断します。具体的には「2-2」を参照下さい。

2-2

屋外広告物に当たるかの判断事例

(該当条例等) 法第2条

Q1 公衆に表示されるとはどういうことか。

[A] 「公衆」とは単に「不特定多数に表示する」という意味ではなく、例えば駅改札口の内側の人のみに対して当該施設内に表示している広告物は、公衆に対して表示しているとはいえ、屋外広告物に該当しません。また、道路等の公衆の場から見えないものも「公衆」に表示しているとはいえないので屋外広告物には該当しません。

Q2 営利を目的としない広告物は、屋外広告物条例の適用を受けるのか。

[A] 表示内容に関わらず、屋外広告物の定義にあてはまるもの（Q2-1参照）はすべて屋外広告物に該当します。

Q3 窓等の内側から表示するものは屋外広告物に該当するか。

[A] 屋外広告物の定義の要件に「屋外で表示されるものであること」とあるため、窓等の内側から表示するものは屋外広告物には該当しません。ただし、例えば壁面広告をガラス等で覆っただけのものは屋外広告物に該当します。

Q4 店舗の店先に営業時間だけ表示する（1日数時間継続して表示する）ものは、屋外広告物に該当するのか。

[A] 営業時間内に表示することは「一定の期間継続して表示されるもの」と解されるため、屋外広告物に該当します。つまり、営業時間外は片付けてあるのぼり旗や立看板等も屋外広告物です。

Q5 建物の壁面に表示される絵などは屋外広告物に該当するのか。

[A] 一定の概念やイメージなどを与えるものは屋外広告物に該当します。写真、絵なども（営利を目的としないものでも）屋外広告物に該当します。



Q6 店舗の前にモニュメントが設置されているが、屋外広告物に該当するのか。

[A] モニュメントにより一定の概念、イメージ等を伝達する場合は、屋外広告物に該当します。

Q7 高速道路等の敷地内に表示される広告物は屋外広告物か。

[A] 高速道路等の運営会社及び高速道路等の敷地内で営業する事業者等が、専ら高速道路等の敷地内で高速道路等の利用者に対して広告物を表示する場合は、公衆に表示していることにはならないため、屋外広告物に該当しません。ただし、明らかに高速道路等の敷地外の人々に対して表示しているものは屋外広告物に該当します。

Q8 屋外広告物の表示内容を白く塗りつぶした場合は、屋外広告物に該当するのか。

[A] 白く塗りつぶした場合、一定の概念やイメージを与えるものでなくなるため、屋外広告物の定義には該当しなくなりますが、広告物を表示するために設置された掲出物件についても、広告物と一体のものとし、除却の際は一緒に撤去しなければなりません。なお、使用する見込みがあり、存置する場合は許可申請が必要です。

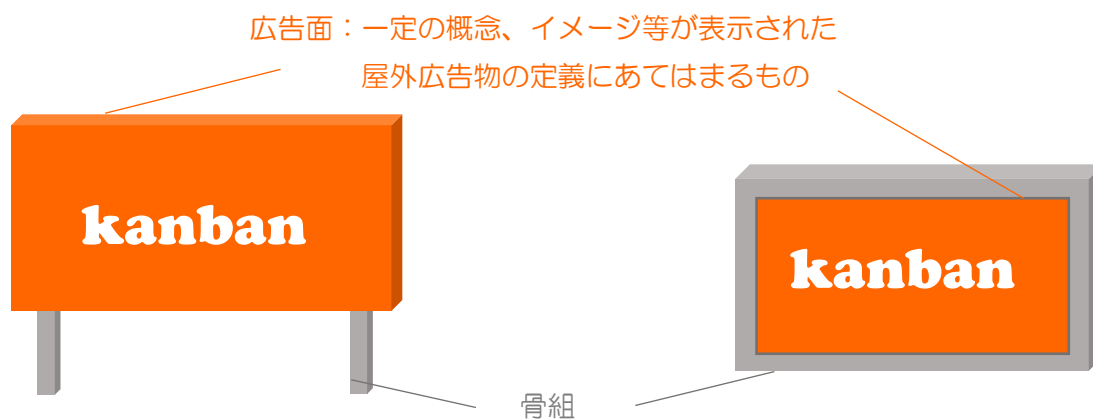
(条例第14条)

Q9 屋外広告物の表示をやめて骨組のみが残っているもの（広告主は募集していない）は、掲出物件に該当するのか。

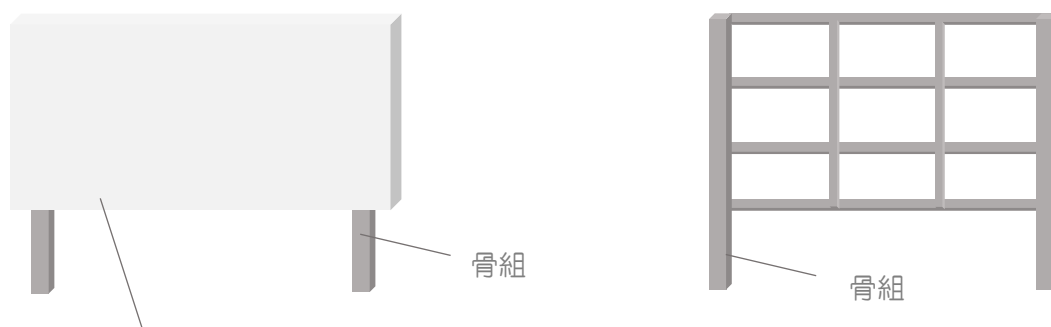
[A] 以前は広告物として使用していたものであるため、広告物を表示するための掲出物件に該当します。再度使用する予定の無い掲出物件は、広告物の除却と併せて除却しなければなりません。

広告物と掲出物件の違いについて

広告物： 広告面＋骨組 等



掲出物件： 白面＋骨組、骨組 等



白面：一定の概念・イメージ等が表示されておらず、
屋外広告物の定義にあてはまらないもの。

届出について

広告面＋骨組が新規で設置される場合は、広告物として新規の設置許可の対象となります。

骨組だけが新規で設置される場合
白面＋骨組が新規で設置される場合

は、掲出物件として新規の設置許可の対象となります。

広告物から掲出物件への変更は、変更許可の対象となります。

申請について詳しくはP26をご確認ください。

3-1	自家用広告物について
-----	------------

(該当条例等) 条例第6条第2項第1号、規則第4条、同別表第1

Q1 自家用広告物とはどのようなものなのか。

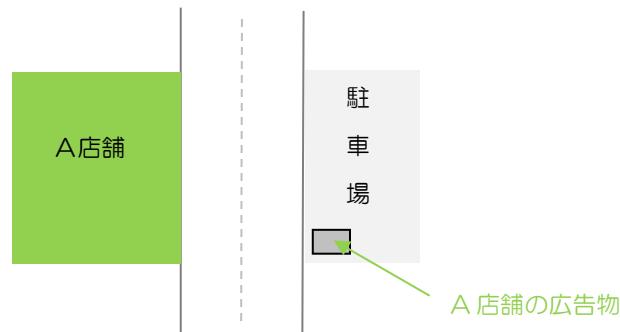
[A] 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件です。

Q2 店舗から離れた別の場所にある所有地（空き地、駐車場、別店舗の敷地等）に、その店舗の広告物を表示する場合、自家用広告物に該当するのか。

[A] 自家用広告物には該当しません。一般広告物に該当します。

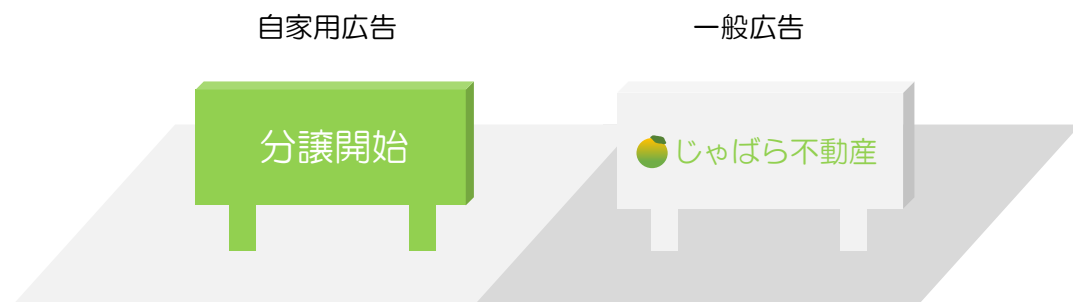
Q3 店舗と駐車場が道路を挟んでいる場合、駐車場に店舗の広告を表示すると一般広告物に該当するのか。

[A] その駐車場がA店舗専用のものである場合は自家用広告物として扱いますが、駐車場がA店舗専用でなく複数の店舗が共同で使用する駐車場である場合や駐車場が店舗から離れている場合などは一般広告物として扱います。



Q4 営業所及び事業所のない分譲地に表示する分譲の営業看板は、一般広告物に該当するのか。

[A] 本来、営業所等がない敷地に表示する広告物は一般広告物に該当しますが、広告物の内容が「分譲の宣伝」であれば、自家用広告物として取り扱います。広告物の内容が「分譲の宣伝」でない場合は一般広告物として扱います。また、分譲地が明らかに区画割りされた状態であれば、1つの区画ごとに基準を適用してかまいません。適用除外の基準を満たさないものは許可対象となり、総量規制については建築物の延べ面積を0㎡として基準を適用します。ただし、この場合は区画をまたぐような広告物は設置できません。



Q5 賃貸住宅で掲出されている「入居者募集の看板」は自家用広告物に該当するのか。

[A] 住宅のオーナーと入居者募集をしている不動産業者との間に、入居者の斡旋契約等がされていれば、自家用広告物として取り扱います。ただし、不動産業者の社名のみ表示した看板は一般広告物です。

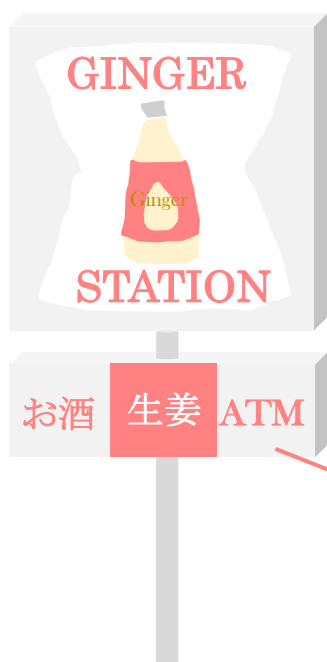


Q6 建物は別で隣接している複数の店舗が駐車場を共同で使用している。この駐車場に共同で広告塔を設置する場合、この広告塔は各店舗にとって自家用広告物になるのか。

[A] 自家用広告物です。ただし、この場合は、全ての店舗と駐車場を合わせて1つの敷地と考えることになるため、すべての店舗が表示する広告物の合計面積が総量規制の対象となります。「第4章 許可基準 4-5 総量規制 Q2」も参考にしてください。

Q7 事業所の敷地内に、自己の取扱商品のうち特定の商品名等を表示した広告物を設置した場合、自家用広告物になるのか。

[A] 自己の事業又は営業の内容を表示すること解されるため自家用広告物です。



左のような特定の商品名の看板も自家用広告物

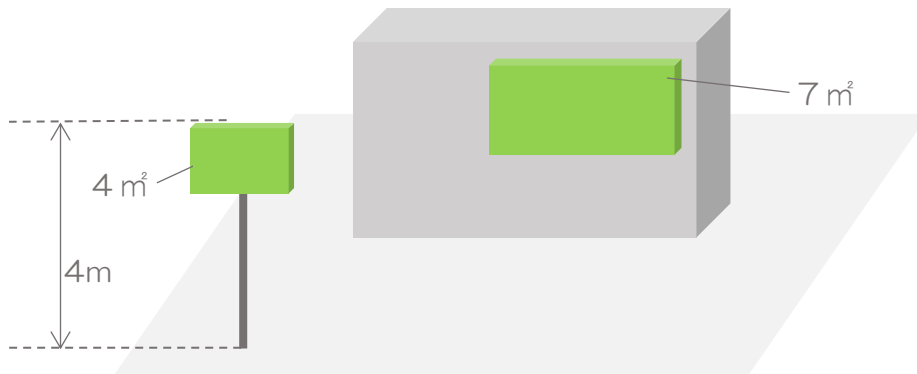
3-2

適用除外の注意点について

(該当条例等) 条例第6条第2項第1号、規則第4条、同別表第1

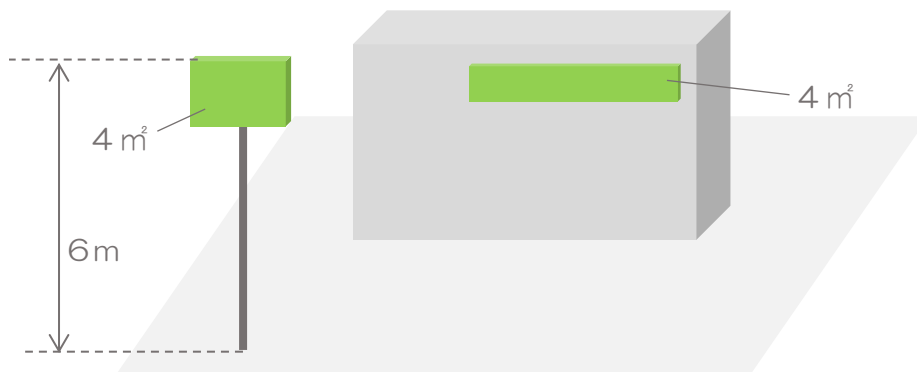
Q8 自己の敷地内に自己の営業の内容を表示した独立広告物(面積: 4 m^2 高さ: 4 m)と壁面広告物(面積: 7 m^2)を表示したいのだが、許可は必要か。

[A] 適用除外の基準には、広告物の種類ごとに定めた個別基準と、敷地内の広告物の総量面積を定めた総量基準があります。このケースでは、個別基準を満たしていますが、広告物の合計面積が $4+7=11\text{ m}^2$ となり、総量基準の 10 m^2 を超えるために2つとも許可が必要となります。



Q9 自己の敷地内に自己の営業の内容を表示した独立広告物(面積 4 m^2 高さ 6 m)と壁面広告物(面積 4 m^2)を表示したいのだが、許可は必要か。

[A] このケースでは、合計表示面積が 10 m^2 以下となり総量規制の基準は満たしていますが、独立広告物の高さが 6 m であり、個別基準の 4 m を超えているために2つとも許可が必要となります。



3-3	管理用広告物について
-----	------------

(該当条例等) 条例第6条第2項第2号、規則第4条、同別表第1

管理用広告物について

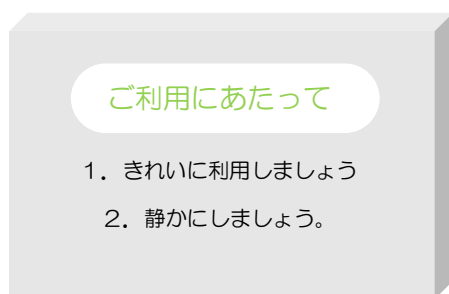
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

基準
1.表示面は、一の土地又は物件につき、1㎡以下であること。 2.表示内容は、所有又は管理する上で必要なものであること。 3.個数は、一の土地又は物件につき、原則として1個であること。

管理上の必要に基づく表示とは

自己の管理する土地又は物件を管理する上で必要な案内、注意を促す表示で、自己の商品や営業につながらないもの。ただし、「P」マークや「管理地」の記載があれば管理用広告物として取り扱う訳ではありません。

敷地内における注意書き



管理者名及び連絡先を明示するもの



案内誘導をするもの

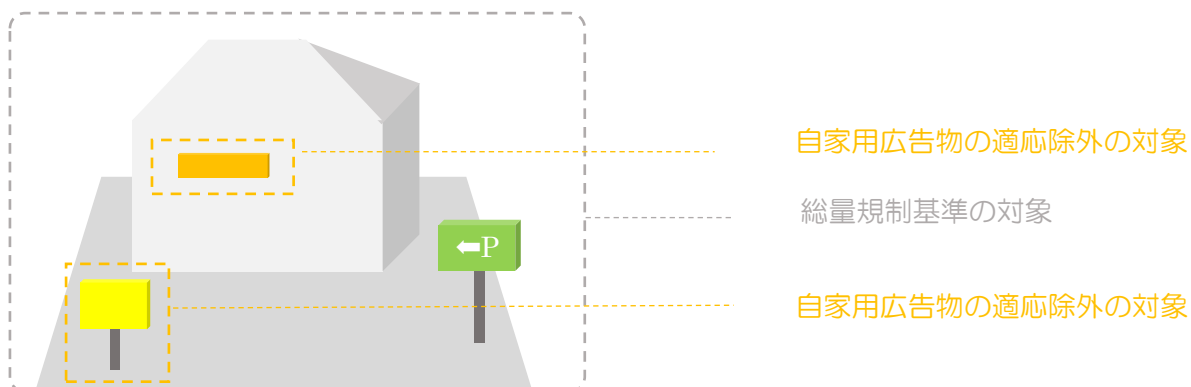


その他管理上必要と認められるもの



Q1 管理用広告物は総量規制の対象となるのか。

[A] 自家用広告物の適用除外基準にある総量基準 10 m²には含まれません。しかし、総量規制基準（例えば、禁止地域では 30 m²）は管理用広告物も対象となります。（規則別表第1）



Q2 電気自動車充電ステーションのサインの取り扱いについて

[A] 物販店、自動車販売店等の駐車場の一部に設置する電気自動車充電ステーションに設けるサインで、充電用駐車スペース、使用方法等最低限の表示を目的とするものは、管理用広告物として取り扱うことができます。なお、規則別表第1に規定する個数については、電気自動車充電ステーションに設けるサインとは別に、原則1個設置可能とします。2つ目からは、自家用広告物となります。

3-4	その他適用除外広告物について
-----	----------------

(該当条例等) 条例第6条、規則第4条、同別表第1

Q1 「冠婚葬祭や祭礼等のために一時的に表示する広告物」は禁止地域及び許可地域の適用除外となっているが、祭礼等とはどういったものか。また、企業のイベントは該当するのか。

[A] 宗教上の祭礼や地域の公共的な団体が主催する行事の事を指します。したがって、企業が行うイベントは該当しません。また、宗教上の祭礼であれば必ず適用除外となるわけでもありません。祭礼の趣旨等を考慮し、判断します。ただし、企業のイベントも様々で、公共的なものもあるので、イベントの趣旨や目的により適用除外とすることも可能です。(条例第6条第2項第3号)

Q2 自治会やPTAなどが表示する広告物は許可が必要なのか。

[A] 自治会やPTAなどが公共目的で表示する広告物(「飛び出し注意」等の広告物)であれば、規則で定める基準に適合するものであれば、適用除外となります。ただし、禁止物件には広告物を表示出来ません。(条例第6条第2項第9号)

Q3 政治関係の広告物は適用除外となるのか。

[A] 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件は、禁止地域・禁止物件・許可地域の規定は適用除外となります。また、政治活動のために表示する広告物のうち貼り紙及び貼り札(例えば、政治ポスター)については、30日を超えない範囲で「表示期間の始期及び終期」と「表示者又は表示責任者の住所及び氏名」を明示したものは、許可地域に限り、適用除外となります(条例第6条第8項)。つまり、禁止地域や禁止物件については適用除外にならないので、例えば政治活動のために表示するポスター(貼り紙)は禁止地域では表示できません。(条例第6条第1項第2号)



選挙期間外は許可必要



適用除外

Q4 営利を目的としない広告物は、許可が必要となるのか。

[A] 営利目的でなくとも屋外広告物になります。

ただし、政治活動・文化活動などの営利を目的としない活動のために表示する貼り紙や貼り札で、30日を超えない範囲で「表示期間の始期及び終期」及び「表示者又は表示責任者の住所及び氏名」を明記したものは、許可地域では適用除外となります。貼り紙及び貼り札以外で表示する場合は許可が必要となります。(条例第6条第8項)



許可必要
貼り紙



適用除外

Q5 電光表示広告物（デジタルサインージを含む。）が含まれる広告物を表示する場合、適用除外を受けられるか。

[A] 適用除外の基準に「電光表示広告物でないこと」とあるため、適用除外の基準を満たしません。表示する全ての広告物が許可の対象となります。

Q6 車等に表示する広告物は許可が必要か。

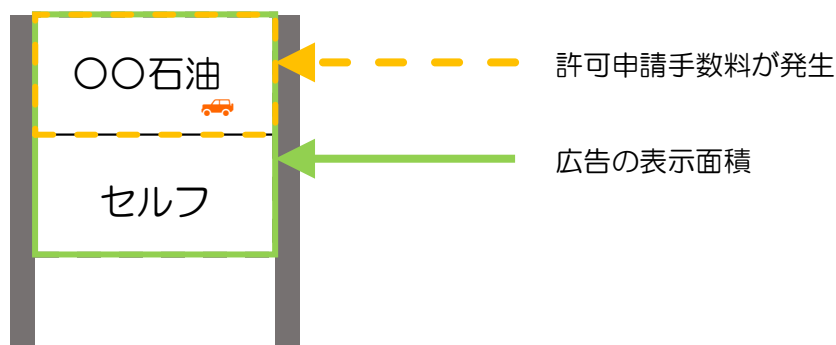
[A] 車両に表示する広告物は適用除外になります。

Q7 バス停に表示されるものは屋外広告物に該当するか。

[A] バス停に表示されているものは屋外広告物に該当しますが、事業者名（例：～バス、～交通）、停留所名の名称、運行系統、発車時刻等については、法令（旅客自動車運送事業運輸規則第5条2項）により表示されるものであるため、適用除外になります（条例第6条1項1号）。ただし、公衆に対し表示しているその他の企業名等は屋外広告物に該当し、許可等が必要になります。

Q8 セルフのガソリンスタンドで、「セルフ」と表示されているが、許可の対象となるのか。

[A] セルフのガソリンスタンドでは、法令（危険物の規制に関する規則）により「セルフ」という表示が義務づけられているため適用除外となります。そのため、手数料を算定する際は、表示面積には含めません。しかし、不必要に表示されることを避けるため、広告物の表示面積には含めて許可基準を適用します。（条例第6条第1項第1号）



他法令による適用除外について

条例第6条第1項第1号「法令又は条例の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件」の法令および条例の例としては以下のとおりとします。

建築基準法第89条第1項	一定規模以上の建築物の建築等を行う場合の建築確認の表示
建設業法第40条	建設工事等への標識の掲示
駐車場法施行令第17条	駐車場法第12条で定める路外駐車場（自動車の駐車に供する面積が500㎡以上）の供用時間及び駐車料金の明示
道路法第45条第1項	道路標識の設置
道路法第47条の4	通行の禁止又は制限の場合における道路標識
道路法第48条の5第2項	自動車専用道路の入口その他必要な場所の通行の禁止または制限の対象を明らかにした道路標識
文化財保護法 第115条第1項	史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板等
都市緑地法第7条 13条	緑地保全地域又は特別緑地保全地区の標識
危険物の規制に関する規則第28条の2の5第1項第1号	ガソリンスタンド「セルフ」表示
電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法施行規則第5条1項5号	出力20kw以上の太陽光発電業者は、事業計画の一定の項目について、標識を設置すること（大きさ縦：25cm以上×横35cm以上）
和歌山県福祉のまちづくり条例第12条第2項整備基準 条例施行規則第5条別表第2	駐車場の車椅子使用者用駐車区画の標識

4-1

壁面広告物について

(該当条例等) 条例第 11 条、規則第 11 条、同別表第 3

表示面積について

広告板を取り付ける場合



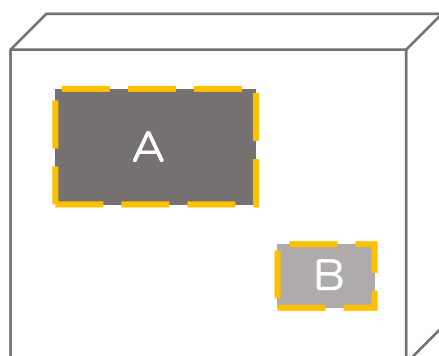
広告物の面積：広告板の面積

壁に直接塗装する場合



広告物の面積：基本的には文字を一体的に囲んだ面積

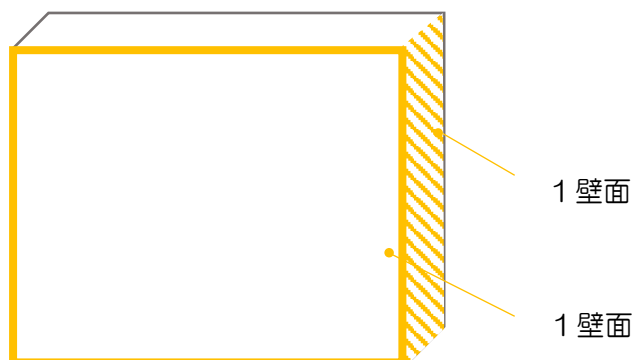
複数の広告がある場合



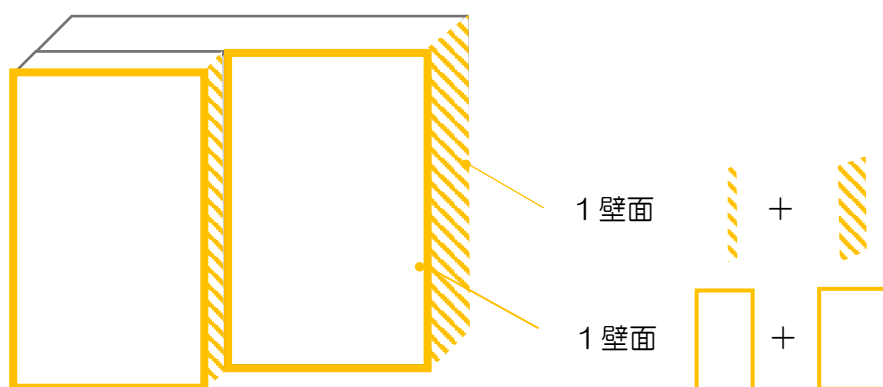
広告物の面積：A+B

「1壁面につき」とは

基本的な考え方

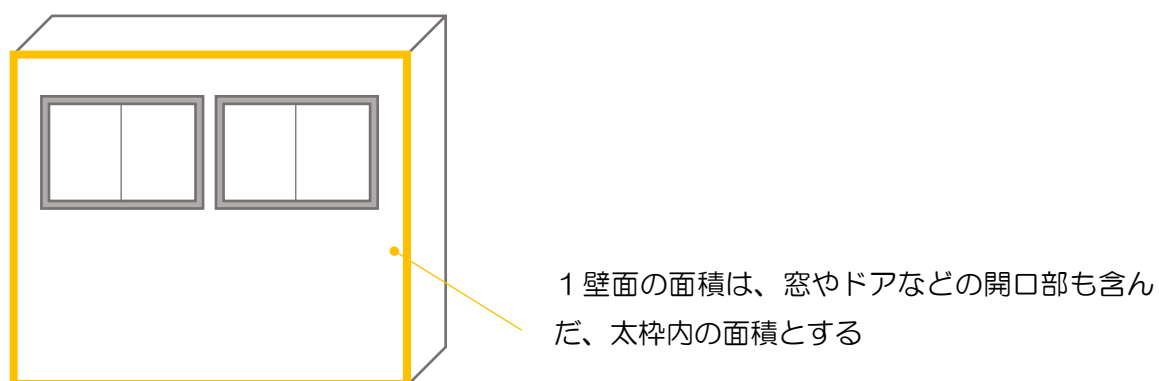


凹凸のある壁面の場合



※ 一方向からみえる壁面の面積が1壁面の面積

窓やドア等の開口部がある場合



1壁面の面積は、窓やドアなどの開口部も含んだ、太枠内の面積とする

！ 広告物が開口部を覆わないように注意

Q1 壁面広告物の面積基準は1壁面当たりの面積規定を設けているが、壁面に段差がある場合は別々の壁面として考え許可基準を適用すればいいのか。

[A] 許可基準は、建築物の4方向（例：東西南北など）からの立面図に投影される壁面の面積をもとに算出することを基本とします。図1の場合、壁面AとB、壁面CとDはそれぞれ同一の立面図に表示されるため、1つの壁面として考えます。図2の場合、壁面Aは手前から見た立面図にも右側から見た立面図にも表示されますので、壁面Aに表示する広告物は両方の許可基準を遵守するように表示しなければなりません。ただし、この方法によりがたい場合は、各市町村担当課にお問い合わせください。

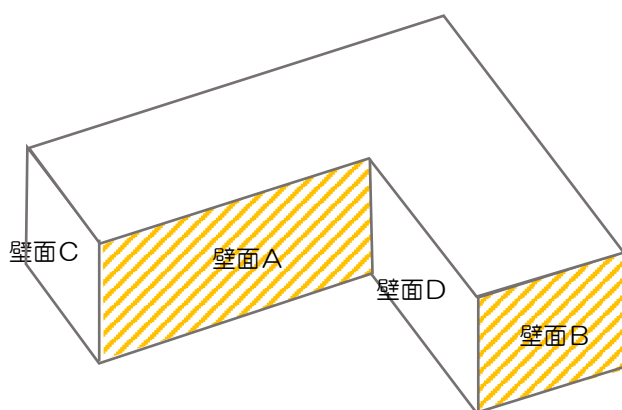


図1

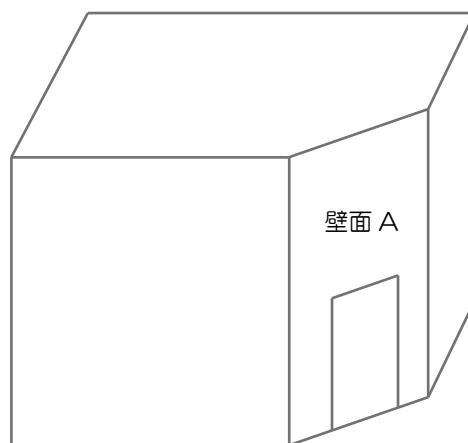
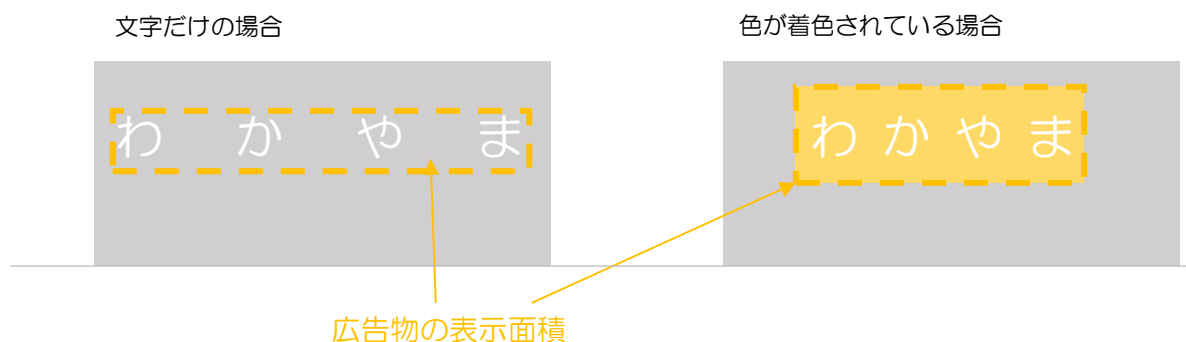


図2

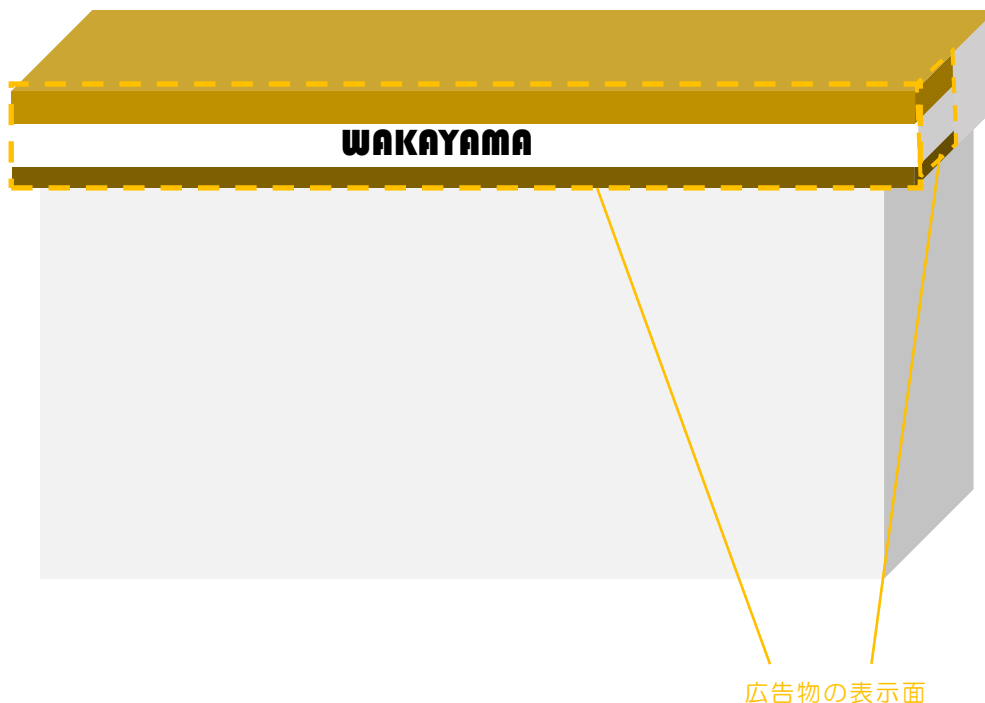
Q2 壁面広告物の面積の算定について、下記の場合は文字部分だけの面積の算定になるのか。

[A] 文字が色で一体的に囲まれている場合は、色が着色されている部分の面積になります。文字のみの場合は、個々の文字の面積を算定するのではなく文字全体を囲んだ面積になります。



Q3 文字の部分だけでなく企業カラーなども広告物に含まれるのか。

[A] 企業カラーが壁面等に表示されている場合は、下記のとおり文字だけではなく企業カラー部分も一定の観念・イメージ等を表すため、広告物と判断します。



企業カラーとは

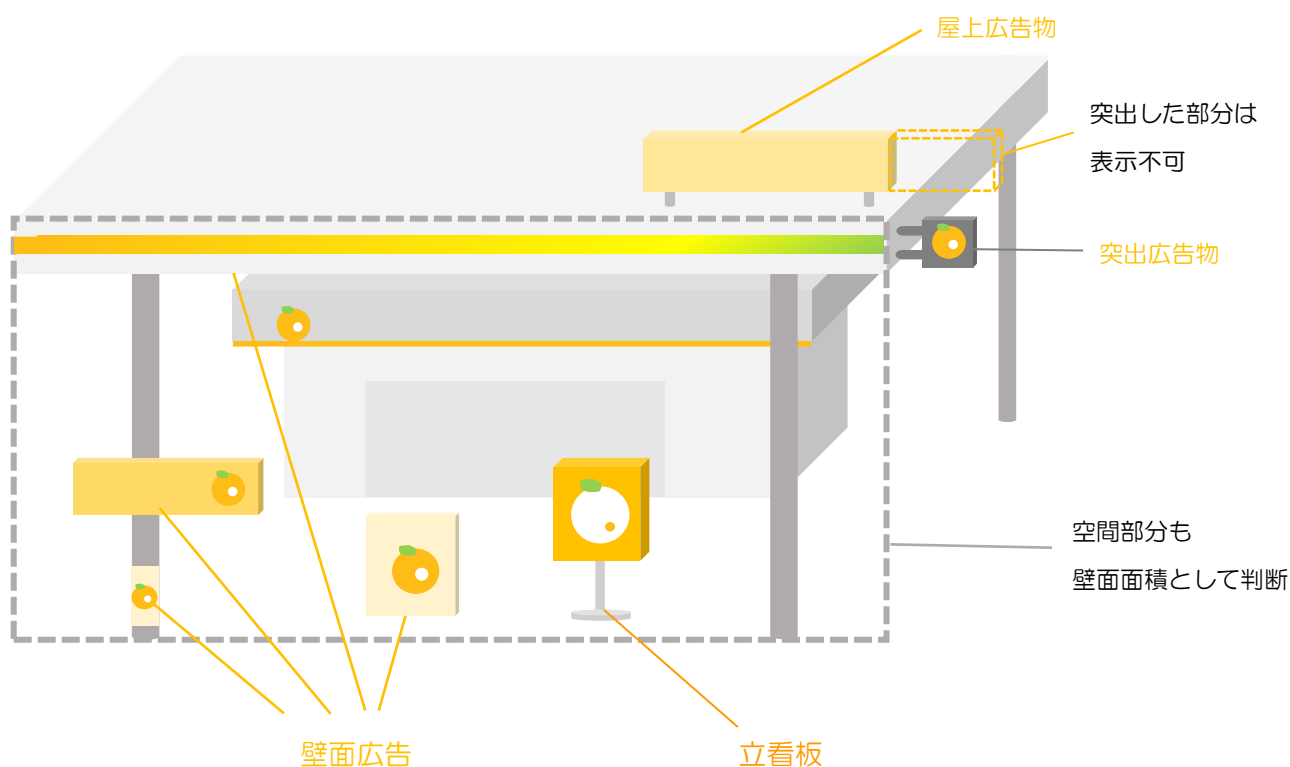
以下のいずれかに該当するものは、企業カラーとなります。

1. 商標登録されている（審査中も含む。）もの。
2. 照明（内照、外照）により照らされ、広告表示の意思があるもの。
3. 申請者（事業者）が、企業カラーとして表示するもの。
4. その他、当該施設や取り扱う商品等と関連性が認められ、明らかに広告表示の意思があると判断されるもの

Q4 ガソリンスタンドにおいて下記のような広告物が表示されていた場合、壁面広告の面積基準及び広告物の種類はどのように適用するのか。

[A] ガソリンスタンドにおけるキャノピー（屋根状の部分）の見付部分への表示にあたっては、キャノピー下の開口部分も壁面面積として判断し、キャノピー下の空間内に設置される広告物（キャノピーに取り付けられる広告物、柱に表示及び取り付けられる広告物等）は、壁面広告物として取り扱います（屋内の広告物ではない）。ただし、キャノピー下の空間内に設置される広告物でも、立て看板、のぼり等は除きます。

キャノピーから突き出した広告物は突出広告物、キャノピーの上に取り付けられた広告物は屋上広告物として取扱います。なお、屋上広告物はキャノピーから外側に突き出した部分は表示できません（屋上広告物の基準）。



※ 事務所がガソリンスタンドと別の建築物であれば、個別に基準を適用する。一体となっている場合はひとつの建築物として基準を適用

Q5 壁面広告物の壁面面積について、ガラス面は壁面面積に含まれるのか。

[A] 建築物のガラス面も壁面面積に含めます。

Q6 階段室、昇降機塔、物見塔の見付面積は壁面面積に含まれるのか。

[A] 含まれません。

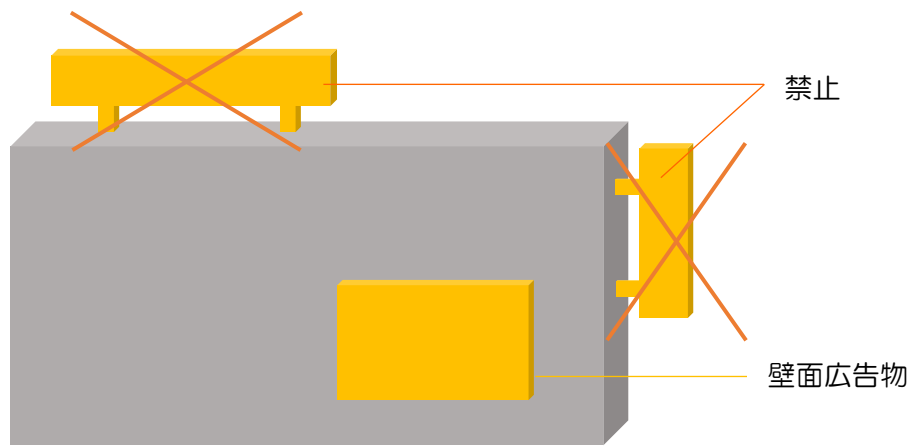
Q7 工事中の仮囲いを利用した広告物の取り扱いはどのようになるのか。

[A] 工事中に限り表示するもので、宣伝の用に供しないものは適用除外となり、面積基準等はありません。(条例第6条第2項第6号)

Q8 塀に取り付けられる広告物の許可基準は。

[A] 塀の壁面に塗料その他の材料を使用して表示する広告物及び木、金属その他の耐久性のある材料を使用して取り付けられる広告物は壁面広告物に該当します。

また、塀に設置できる広告物は壁面広告物に限定され、要件として、「壁面上端及び両側端から突き出ないものであること」とされていることから、塀の上端及び両側端に取り付けられる広告物は許可できません。



※ 塀の高さ：基礎部分や擁壁部分を除いた部分の高さ

Q9 一つの建築物に複数の店舗が入っている場合、それぞれの店舗に対して、自家用広告物の適用除外の基準及び、総量規制の基準を適用したらよいのか。

[A] 基準は店舗ごとに適用するのではなく、全店舗を1つの店舗と考えて基準を適用します。すなわち、全店舗の合計面積に対して適用除外の基準及び、総量規制の基準を適用してください。

※例えば最初は一店舗のみが営業していて適用除外基準を満たしていても、営業する店舗が増えて適用除外基準を満たさなくなった場合、最初に営業していた店舗（既存店舗）、新たに営業を開始する店舗（新規店舗）、両者共に許可申請が必要になります。申請は既存店舗と新規店舗の連名での申請、別々での申請、どちらでも結構です。ただし別々で申請する場合は、両者の広告物を合わせた総面積・総数量等で申請し、どの部分が誰の申請分なのかがわかるようにしてください。

Q10 店舗が2種類の地域にまたがって建てられている場合、自家用の壁面広告の基準はどのように算出したらよいか。

[A] 下記例により示します。

例 一壁面の7割が禁止地域にあり、3割が2種地域にある場合

一壁面200㎡の場合



一壁面のうち、禁止地域側にある部分を壁面 A (140 ㎡)、2種地域側にある部分を壁面 B (60 ㎡) とすると、

- 壁面 A (140 ㎡) を禁止地域にある一壁面と考えた場合の許可基準

$$\left. \begin{array}{l} 140 \text{ ㎡} \times 1/5 = 28 \text{ ㎡} \\ 20 \text{ ㎡以下} \end{array} \right\} \rightarrow 20 \text{ ㎡}$$

- 壁面 B (60 ㎡) を2種地域にある一壁面と考えた場合の許可基準

$$\left. \begin{array}{l} 60 \text{ ㎡} \times 1/3 = 20 \text{ ㎡} \\ 200 \text{ ㎡以下} \end{array} \right\} \rightarrow 20 \text{ ㎡}$$

基本的な考えとしては、壁面 A 部には20㎡まで、壁面 B 部には20㎡までの広告物を表示できます。ただし、次で説明する基準を守らなければなりません。

- 壁面全体 (200 ㎡) が禁止地域にある場合の許可基準

$$\left. \begin{array}{l} 200 \text{ ㎡} \times 1/5 = 40 \text{ ㎡} \\ 20 \text{ ㎡以下} \end{array} \right\} \rightarrow 20 \text{ ㎡}$$

- 壁面全体 (200 ㎡) が2種地域にある場合の許可基準

$$\left. \begin{array}{l} (200 \text{ ㎡} - 100 \text{ ㎡}) \times 1/10 + 30 = 40 \text{ ㎡} \\ 200 \text{ ㎡以下} \end{array} \right\} \rightarrow 40 \text{ ㎡}$$

総量基準は、上記2つの許可基準の加重平均で計算します。

$$0.7 \times 20 + 0.3 \times 40 = 26 \quad \underline{26 \text{ ㎡}}$$

結果として、壁面 A 部には20㎡まで、壁面 B 部には20㎡までの広告物を表示できますが、壁面 A 部に表示する広告物と壁面 B 部に表示する広告物の総面積は26㎡以下でなければなりません。

一壁面2000㎡の場合



一壁面のうち、禁止地域側にある部分を壁面 A (1400 ㎡)、2 種地域側にある部分を壁面 B (600 ㎡) とすると、

- 壁面 A (1400 ㎡) を禁止地域にある一壁面と考えた場合の許可基準

$$\left. \begin{array}{l} 1400\text{㎡} \times 1/5 = 280\text{㎡} \\ 20\text{㎡以下} \end{array} \right\} \rightarrow 20\text{㎡}$$

- 壁面 B (600 ㎡) を 2 種地域にある一壁面と考えた場合の許可基準

$$\left. \begin{array}{l} (600 - 100)\text{㎡} \times 1/10 + 30 = 80\text{㎡} \\ 200\text{㎡以下} \end{array} \right\} \rightarrow 80\text{㎡}$$

基本的な考えとしては、壁面 A 部には 20 ㎡まで、壁面 B 部には 80 ㎡までの広告物を表示できます。ただし、前の例で説明した許可基準を計算すると

- 壁面全体 (2000 ㎡) が禁止地域にある場合の許可基準

$$\left. \begin{array}{l} 2000\text{㎡} \times 1/5 = 400\text{㎡} \\ 20\text{㎡以下} \end{array} \right\} \rightarrow 20\text{㎡}$$

- 壁面全体 (2000 ㎡) が 2 種地域にある場合の許可基準

$$\left. \begin{array}{l} (2000 - 1000)\text{㎡} \times 1/10 + 30 = 220\text{㎡} \\ 200\text{㎡以下} \end{array} \right\} \rightarrow 200\text{㎡}$$

上記 2 つの許可基準の加重平均で総量基準を計算すると

$$0.7 \times 20 + 0.3 \times 200 = 26 \quad \underline{74\text{㎡}}$$

この場合、総量基準が、壁面 B 部に表示できる広告物の最大値 (80 ㎡) を下回ってしまうため、総量基準は壁面 B 部に表示できる広告物の最大面積を用いて、80 ㎡とします。

結果として、壁面 A 部には 20 ㎡まで、壁面 B 部には 80 ㎡までの広告物を表示できますが、壁面 A 部に表示する広告物と壁面 B 部に表示する広告物の総面積は 80 ㎡以下でなければなりません。

⚠ 2 つの地域のまたがる広告物の色彩規定は厳しい方を適用する。

4-2

独立広告物について

(該当条例等) 条例第 11 条、規則第 11 条、同別表第 3

表示面積について



表示面積



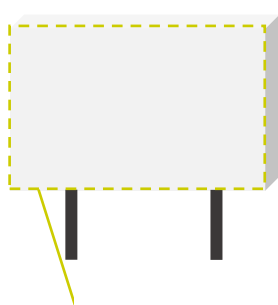
上下の板面の合計面積



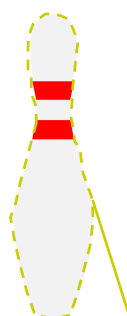
余白も含む板面全体の面積

※ 独立広告物の表示面積は板面全体

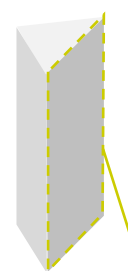
1面の考え方について



1面



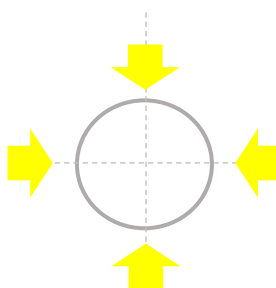
1面



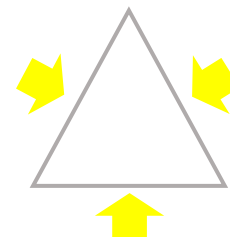
1面



真上からみた図



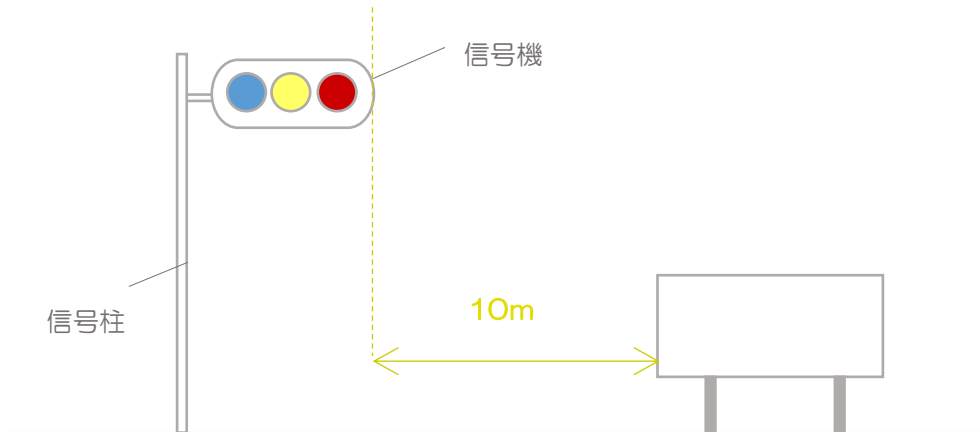
真上からみた図



真上からみた図

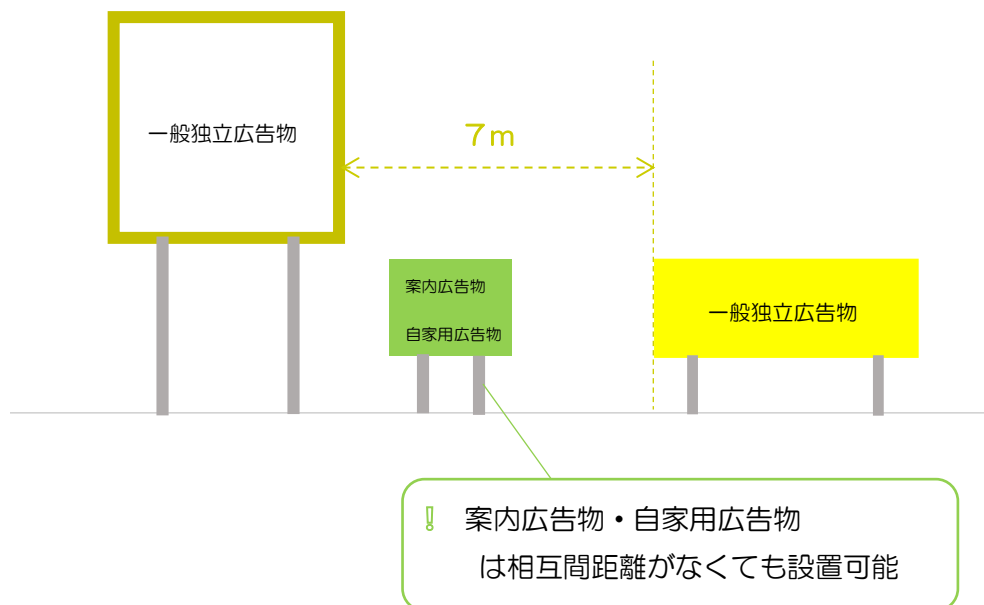
距離の考え方について

信号機からの距離



※ 柱間の距離ではなく、信号機から垂線をおろし、そこから水平距離が10m以上

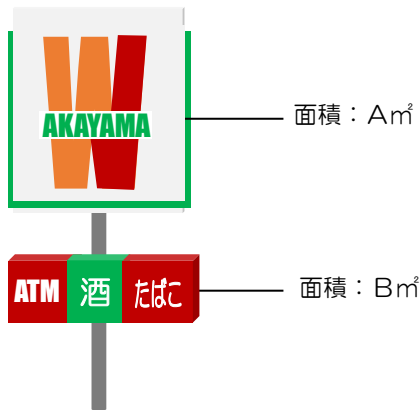
相互間距離



※ 最も近い点から水平距離が7m以上

Q1 下記の独立広告物の面積算定はどうなるのか。

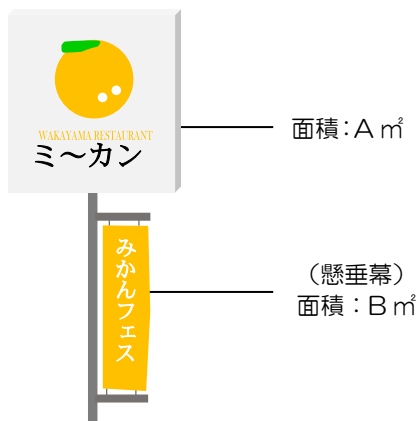
[A]



独立広告物の面積 = $A + B$ (m²)

Q2 独立広告物に懸垂幕が表示されている場合の許可の適用はどうなるのか。

[A] 面積基準は独立広告物の面積基準を適用します。懸垂幕の面積は2m²以内とし、懸垂幕の部分の許可期間は1ヶ月以内とします。

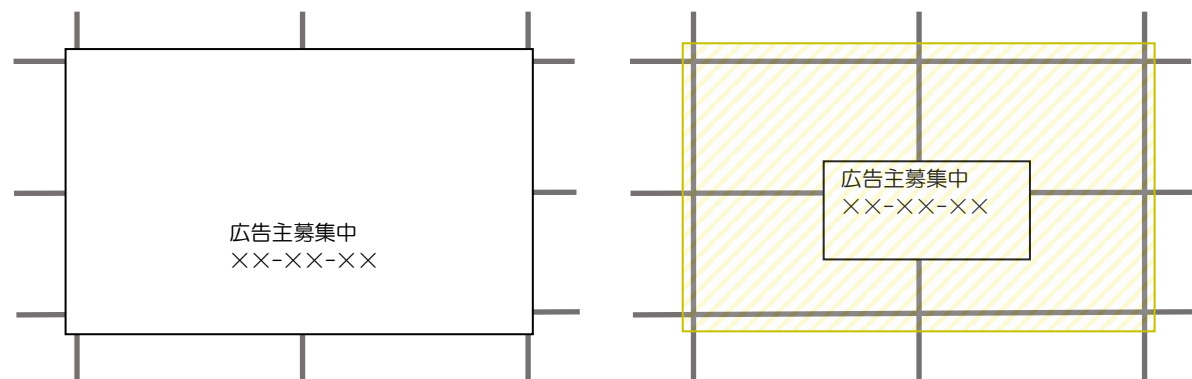


$A + B$ (m²) ≤ 独立広告物の面積基準

B (m²) ≤ 2m²

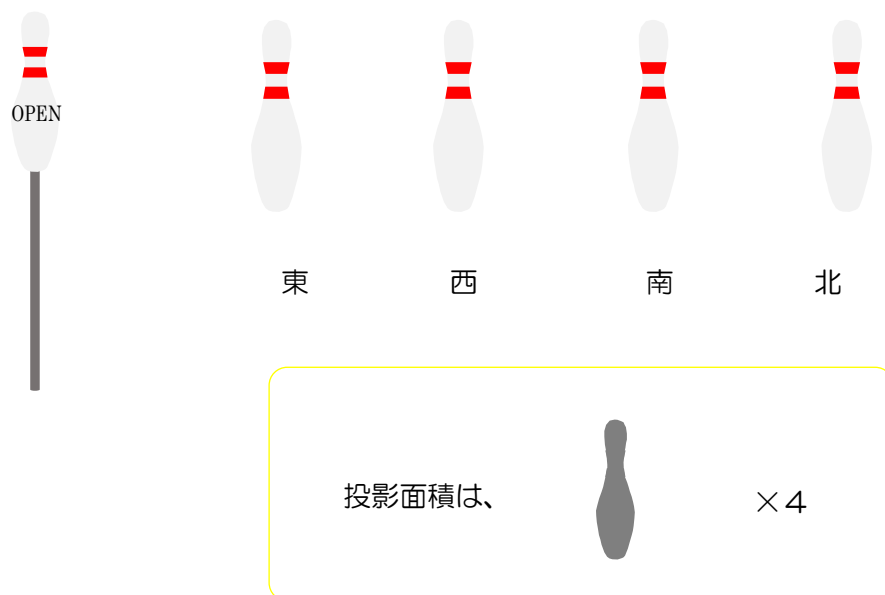
Q3 表示面に広告物募集中のみ記載の看板及び骨組に広告主募集中の小さい広告物を取付けたものは許可が必要なのか。許可が必要な場合、下記のような広告物の面積の算定はどうなるのか。

[A] 下記の左の広告物は広告版全体について許可が必要となります。また、下記の右の広告物については、広告版が表示される面積（斜線部）について許可が必要です。



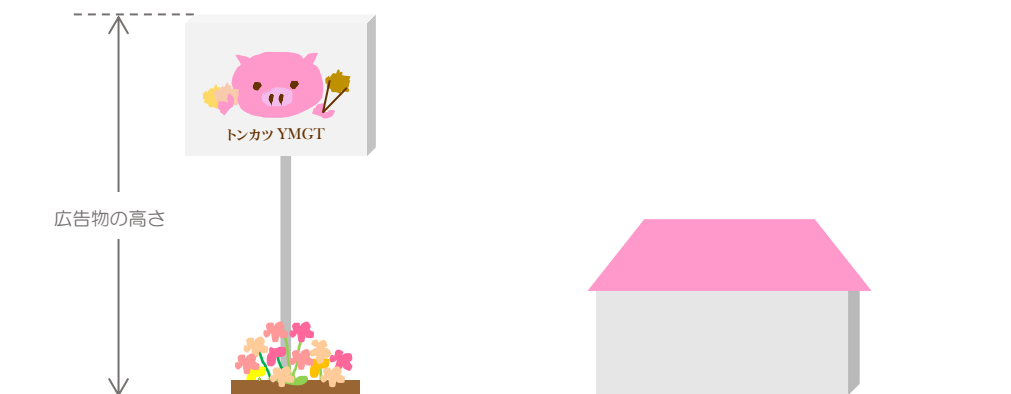
Q4 立体的な広告物の場合の面積の算定はどうなるのか。

[A] 広告物を4方向から見た場合の投影面積の合計を表示面積となります。



Q5 独立広告物の高さについては、どこからの高さとなるのか。

[A] 広告物を設置する地盤面からの高さになります。



Q6 独立広告物の相互間距離について、自家用広告物の独立広告物と一般広告物の独立広告物の相互間距離も7m以上離さなければならないのか。

[A] 一般広告物の独立広告物同士は7m以上離して設置しなければなりません。自家用広告物の独立広告物と一般広告物の独立広告物については、隣接して設置する事は可能です。

Q7 信号機から10m以内の範囲に野立ての広告物を出す事は可能か。

[A] 例えば、一般広告物の独立広告物には「踏切、横断歩道、信号機、道路標識、カーブミラーから10m以上離す」という規定がありますので設置できませんが、案内板は信号機から10m以上離すという規定はないので設置可能です。

※信号機から10m以上離れていても、「信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの」若しくは「道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの」は禁止広告物ですので設置は不可です。

Q8 一般広告物（面積10㎡）が設置されていて、許可基準は20㎡以下の場合、残りの10㎡分を使って相互間距離7m以内に別の一般広告物を表示できるか。

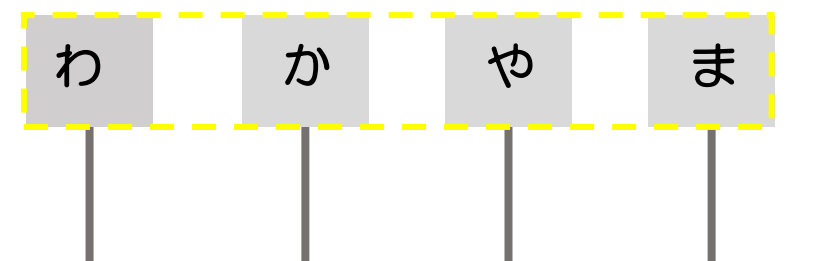
[A] できません。既存の広告物を改造し、20㎡とすることは可能ですが、相互間距離の規定があるため、既存の広告物とは独立した広告物を7m以内に設置することは出来ません。両方の広告物の広告主が同じであっても設置不可です。

Q9 一般広告物の独立広告物を設置後、10m以内に信号機やカーブミラーを設置された場合は、違反広告物となってしまいが、すぐに撤去しなければならないのか。

[A] 新たに許可基準が適用された場合の経過措置の規定（3年）が適用されます。経過措置期間終了後は違反広告物となります。

Q10 一文字ずつ表示する独立広告物の表示面積はどうなるのか。

[A] 表示面積は図のように算定します。



4-3

案内広告物について

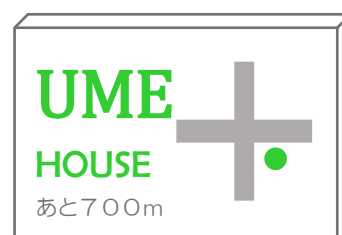
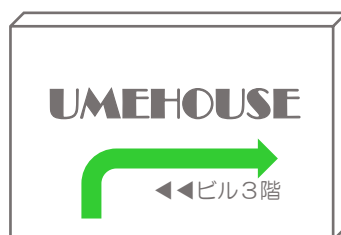
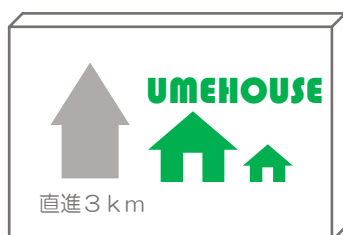
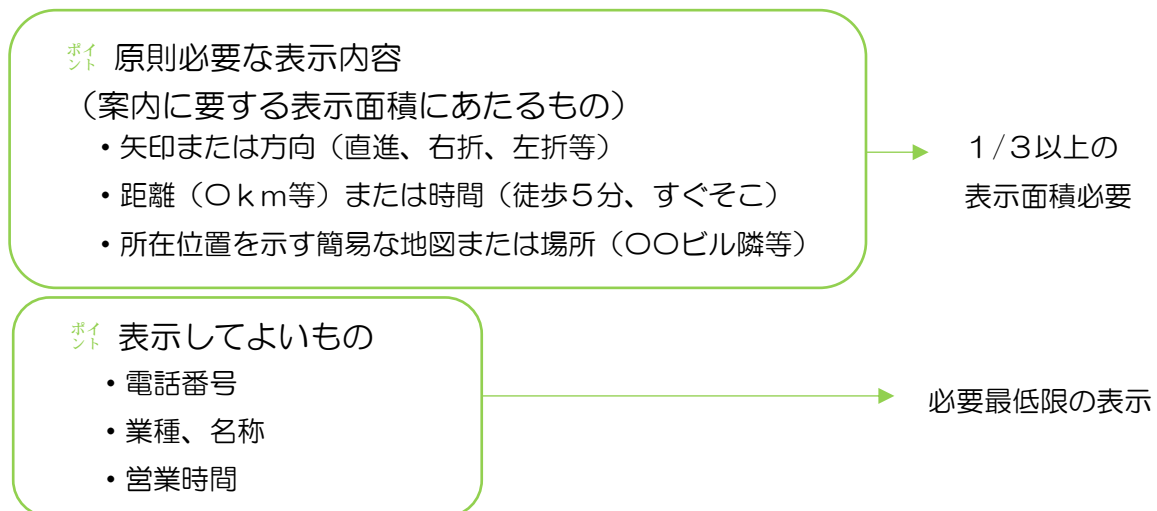
(該当条例等) 条例第 11 条、規則第 11 条、別表第 3

道標・案内図板・案内板の基本的な考え方について

道標 : 道路を通行する人の便宜のために木、石又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、地名又は公共的な建物、施設等の方向、里程などを表示するもの

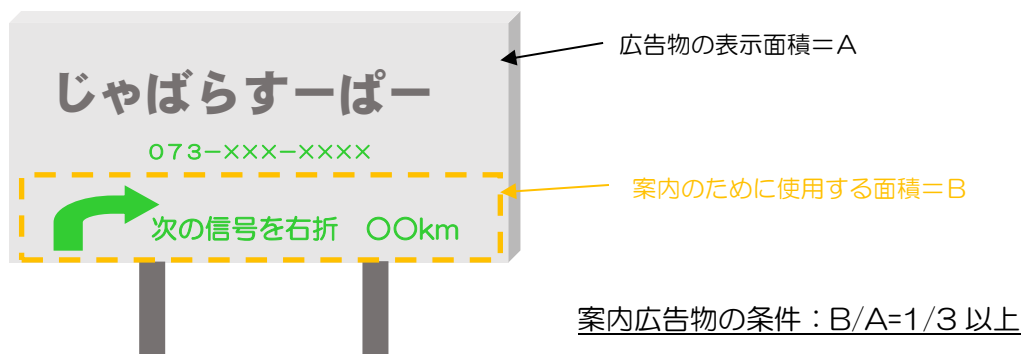
案内図板等 : 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、又は建築物(塀を含む。)の壁面を利用して取り付けられ、事業所、営業所若しくは作業場(以下「事業所等」という。)を案内するための図表を表示するもの又は土地に建植され、公共的な広告内容を表示するもの

案内板 : 道路を通行する人の便宜のために木、石又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、建築物(塀を含む。)の壁面を利用して取り付けられ、又は電柱に巻き付けられ、若しくは取り付けられ、事業所等の方向、里程等を表示するもの (案内に要する面積は表示面積の 1/3 以上に限る。)



Q1 案内板の基準にある「事業所等の方向、里程その他の案内のために使用する面積は、表示面積の1/3以上であること」とはどういうことか。案内板の案内に要する面積にはどのようなものが含まれるのか。

[A] 案内広告物には、下記の図のとおり、案内のために使用する面積の割合が規定されています。なお、電話番号は案内に要する面積には含みません。



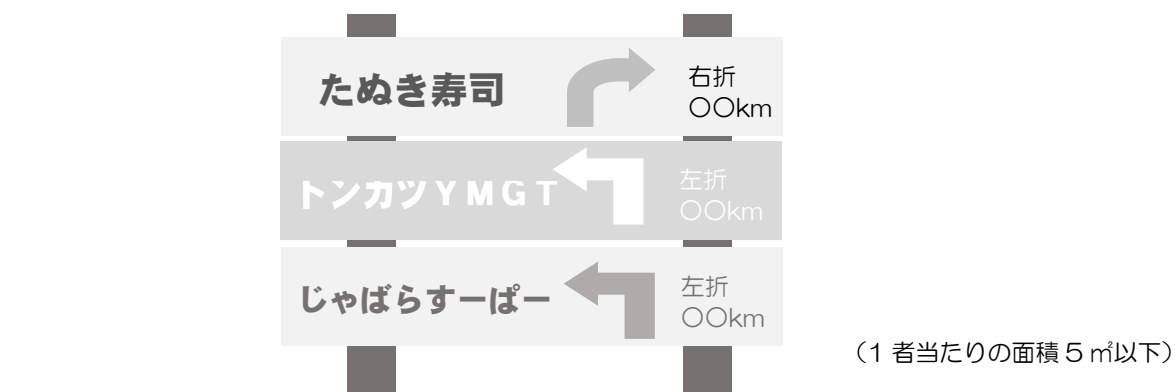
Q2 案内板で、事業所の名称及び案内の表示以外にも事業所の商品等が表示されている場合、案内広告物に該当するのか。

[A] 案内広告物の定義は、「道路を通行する人の便宜のために、事業所等（事業所、営業所若しくは作業場）の方向、里程等を表示するためのもの」であることから、事業所の名称等や案内の部分の最低限の表示しか認めていません。商品やその価格、「セール」「激安」「開店」等の標記などの積極的な営業宣伝にあたりと判断されるものは、案内に要する面積が表示面積の1/3以上であっても、案内広告物には該当しません。

Q3 許可地域における案内板の許可基準（独立広告物）のただし書きに記載する「2者以上の者が共同で表示し、1者当たりの表示面積が、1面につき5㎡(3㎡)以下で設置するものにあっては、この限りではない」とはどういう事か。

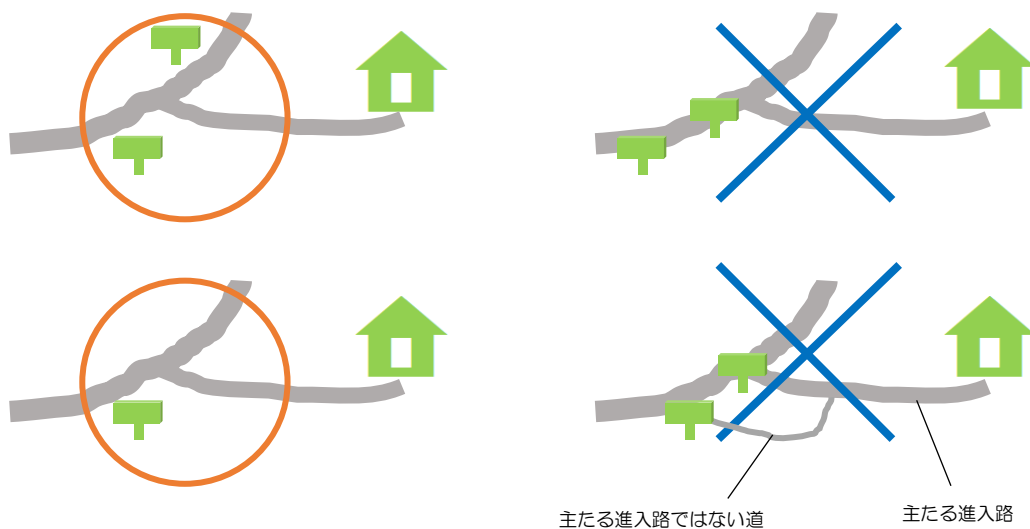
[A] 集合化して表示する方が景観上好ましいため、同一の掲出物件に複数の広告物を設置するのを可としています。下記のように5㎡の広告物を3つ設置すると、表示面積は15㎡となりますが、1者当たりの表示面積が5㎡以下であるため、表示は可能となります。

なお、禁止地域の案内板では、3者以上が共同で表示する場合、1面につき合計10㎡まで表示が可能です。つまり、1者あたり最大約3.3㎡まで表示できます。



Q4 禁止地域の案内板の基準で、壁面を利用するもの及び独立して設置される広告物の個数について主たる進入路の両側にいずれかのひとつということか。

[A] 禁止地域では案内板は主たる進入路の両側に1事業所あたり2個まで表示できるということです。



Q5 禁止地域における電柱広告の個数の制限はどのようなものなのか。

[A] 禁止地域（告示で定める区域ごと）において、一事業所につき、巻き付け・突き出しのものそれぞれ2個の計4個となります。

Q6 許可地域（信号機から10m以内を除く。）に案内板（案内に要する面積が表示面積の1/3以上の広告物）が表示されている場合は、一般広告物の独立広告物の面積規定の方が案内板の独立広告物の面積規定よりも大きいため、一般広告物の独立広告物の面積規定を採用していいのか。

[A] どちらでも許可は可能ですが、一般広告物の独立広告物として許可した場合は相互間距離の規定、道路標識から10m以上離す規定等が適用されます。

Q7 案内板の隣に一般広告物の独立広告物を設置することは可能か。

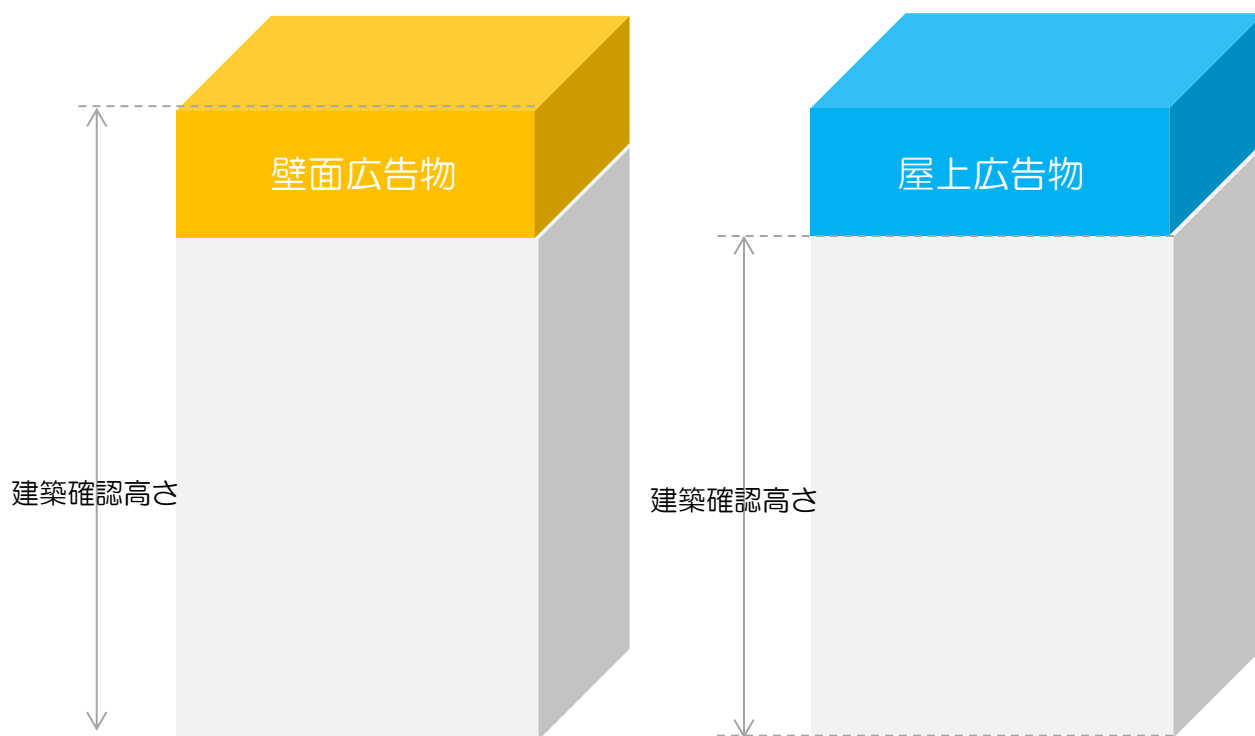
[A] 相互間距離の規定は、一般広告物の独立広告物に対してのみ適用されるので、案内板の隣（7m以内）に一般広告物の独立広告物を設置することは可能です。

4-4

屋上広告物について

(該当条例等) 条例第11条、規則第11条、同別表第3

基本的な考え方について

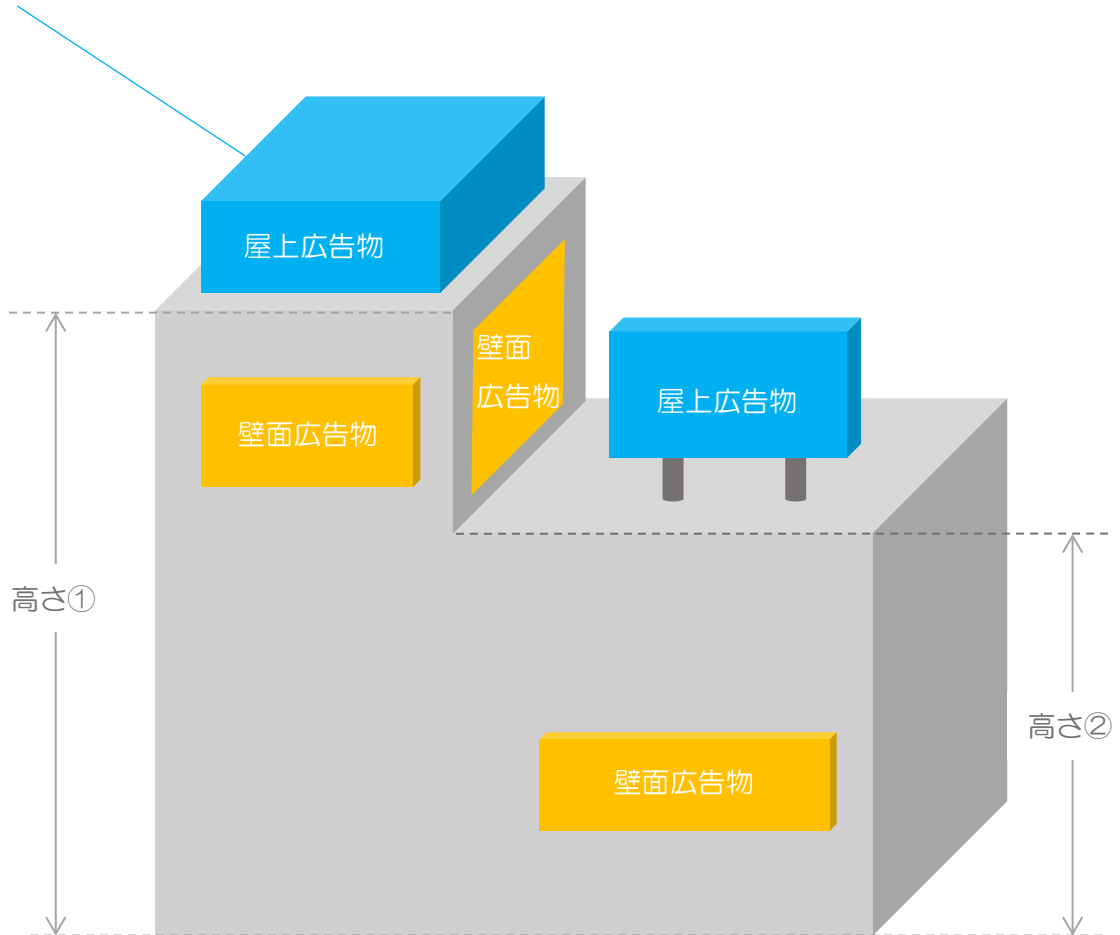


壁面広告物

屋上広告物

基本的には、建築確認時の建物高さを高さとする

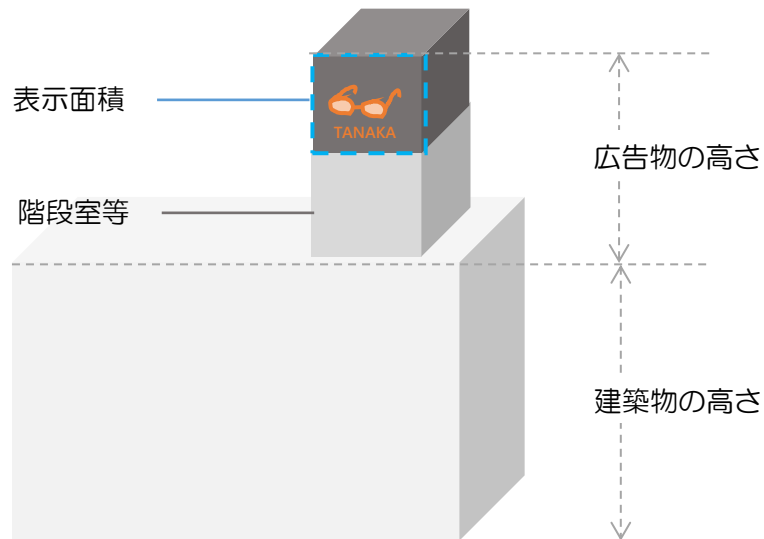
屋上広告物：最高階高より上部に設置する広告物



高さが異なる建築物の屋上広告物の取扱い
建築物の高さは当該階の最高高さ（高さ①、高さ②）とする。

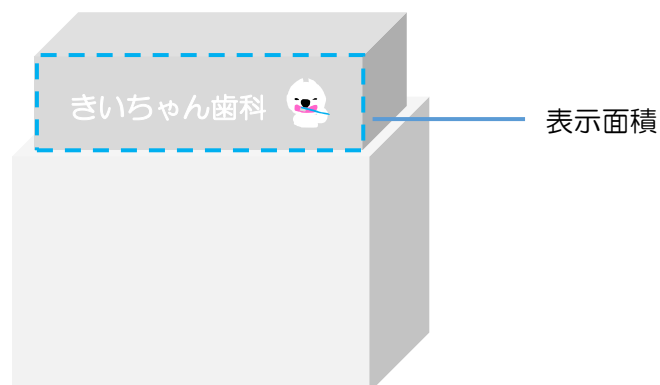
Q1 屋上広告物の高さの考え方はどうなるのか。屋上に設置される屋上構造物は建築物の高さに含まれるのか、もしくは、広告物の高さに含まれるのか。

[A] 建築物の上に設置される階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する屋上構造物の上に広告物を設置する場合は、屋上構造物は建築物の高さを含みません。また、広告物の高さは、屋上構造物を含めた高さとなります。



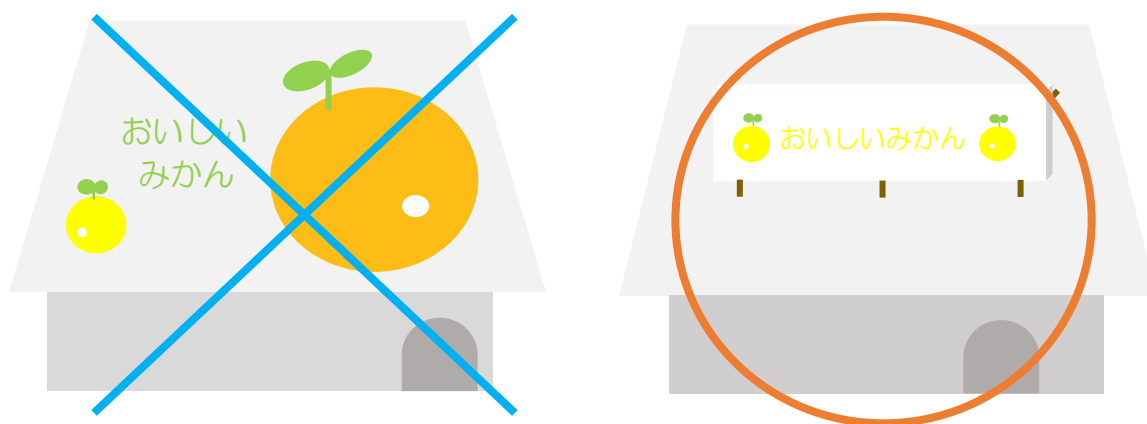
Q2 屋上広告物の面積については、文字部分だけの算定となるのか。

[A] 屋上広告物は広告を表示するために設置されたものであるため、壁面広告とは異なり、板面全体が屋上広告物の面積となります。



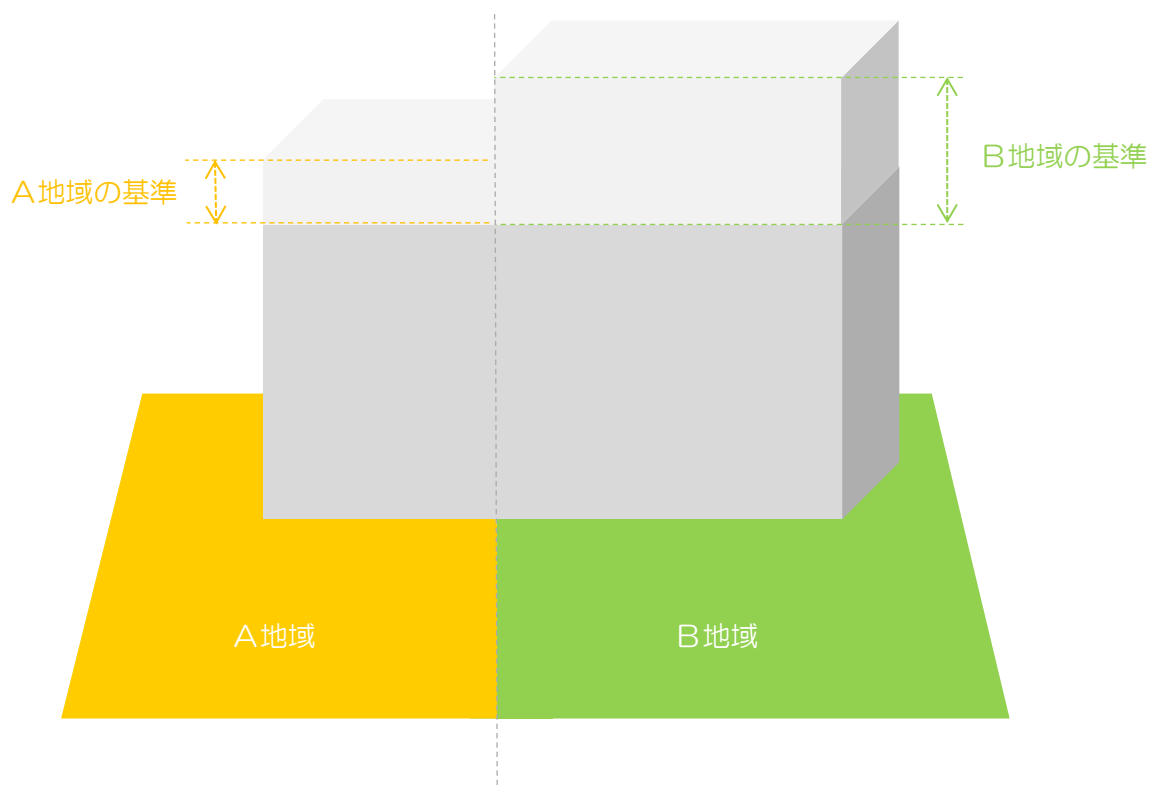
Q3 屋根面に設置する広告物はどうなるのか。

[A] 屋根面に直接表示することは出来ませんが、掲出物件を設置し、そこに広告物を表示するのは可能です。ただし、木造建築物には屋上広告物を設置できません。



Q4 店舗が2種類の地域にまたがっている場合、屋上広告の高さの基準はどうなるか。

[A] それぞれの地域にある部分について、その地域の基準を満たせば許可可能です。



4-5

総量規制について

(該当条例等) 条例第11条、規則第11条、同別表第3

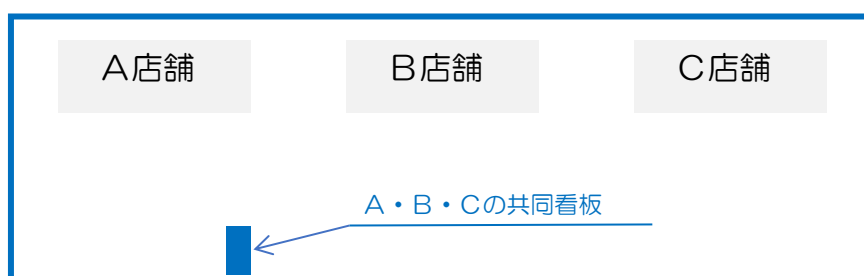
Q1 総量規制とは、敷地内の広告物全ての表示面積の合計であるが、敷地内に一般広告物も表示されている場合、総量規制の対象となるのか。

[A] 総量規制は敷地内の全ての広告物を規制するものであるため、一般広告物と自家用広告物の両方が規制の対象となります。

Q2 1の敷地内に複数の店舗がある場合は、総量規制の考え方はどうなるのか。敷地を分割して考えるのか。それとも一つの敷地として考えるのか。

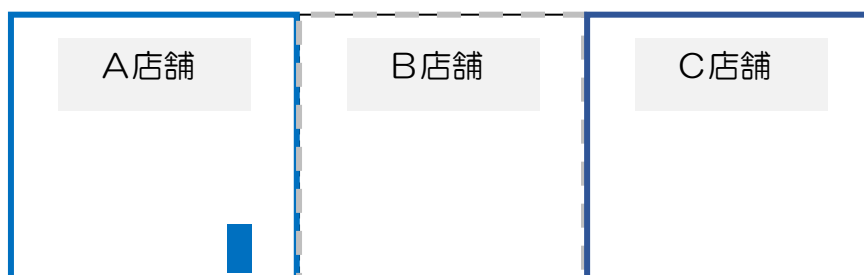
[A] 「一つの敷地として考える場合」と「敷地を分割する場合」どちらでも結構です。ただし、下記の図のように、入り口付近に設置される各店舗の共同看板の基準の扱いが変わってきます。

【一つの敷地として考える場合】



A・B・Cの共同看板は自家用広告物として判断。

【敷地を分割する場合】



A・B・Cの共同看板は敷地を分割したことにより一般広告物として判断。

Q3 許可地域の第2種・第3種地域では色彩配慮を行えば総量基準が1.5倍になるが、彩度が8を超える色彩を使用する面積が敷地内に表示している全ての広告物の合計面積の1/3以下であればよいのか。

[A] 敷地内にある全ての個々の広告物（「その他の広告物」の貼り紙、貼り札及び立看板その他看板の類を除く）が、彩度8を超えて表示する面積が表示面積の1/3以下とならなければなりません。例えば、敷地内で一つでも真っ赤な広告物（彩度8を超えて表示する面積が表示面積の1/3以上となる広告物）があれば、この緩和基準は適用されません。

Q4 下記の図のとおり店舗の敷地が許可地域の第2種・第3種地域に1:2の配分でまたがって立地しています。この場合の総量規制は、どちらの基準を適用すればよいのか。



[A] このような場合は、加重平均を行います。店舗の面積が1000 m²以下の場合、総量規制の基準は、第2種地域：100 m²以下、第3種地域：150 m²以下です。これと敷地の比率を用いて計算すると下記のようになります。

$$\begin{aligned} \text{総量基準} &= (100 \text{ m}^2 \times 1 + 150 \text{ m}^2 \times 2) \div 3 \\ &= 133.3 \text{ m}^2 \text{ 以下となります。} \end{aligned}$$

Q5 総量規制の基準は建築物の延べ面積で変化するが、建築物の延べ面積とは何か。

[A] 建築物の各階の床面積の合計です。(建築確認と同じ)

4-6 電光表示広告物について

(該当条例等) 条例第 11 条、規則第 11 条、同別表第 3

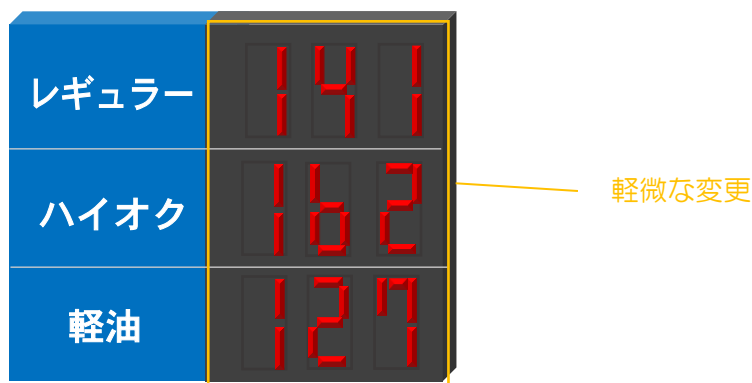
Q1 電光表示広告物とはどういうものか。

[A] 発光ダイオード、電球、LED などの光源を利用して映像を表示できる広告物や表示の内容を常時変化することができる広告物（デジタルサイネージを含む）をいいます。

Q2 ガソリンスタンドの値段の表示は「表示の内容を常時変化することができる広告物」として、電光表示広告物と判断するのか。

[A] 表示内容は変化しますが、変化の範囲が限られることから電光表示広告物には該当しないものとして扱います。また、表示する値段を変更する際は軽微な変更として、広告物の変更許可申請も不要とします。

(条例第 10 条第 1 項第 1 号、規則第 10 条第 1 項第 2 号)



Q3 電光表示広告物に対する規制はどのようなものなのか。

[A]

	禁止地域	第1種地域	第2種地域	第3種地域
自家用	0.5平米以下	0.5平米以下	壁面広告、独立広告などの種類に応じて一般広告物の基準を適用する	
一般	不可	0.5平米以下		

※電光表示広告は適用除外になりません。すべて許可の対象です。

※電光表示広告物を表示した時点で、適用除外基準を満たさなくなりますので、たとえ、電光表示広告物以外に表示する広告物が、適用除外の基準を満たしていても、すべての広告物が許可の対象となります。

Q4 交差点付近（信号機付近）に電光表示広告は設置出来るのか。

[A] 電光表示広告は、許可地域では一般広告物として取り扱います。例えば、独立広告物の場合は信号機等から 10m 以内への設置はできませんし、相互間距離 7m の基準も適用されます。また、許可基準を満たしていても、「信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの」若しくは「道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの」は禁止広告物であるため、違反広告物として指導の対象となります。

4-7

色彩について

(該当条例等) 条例第 11 条、規則第 11 条、同別表第 3

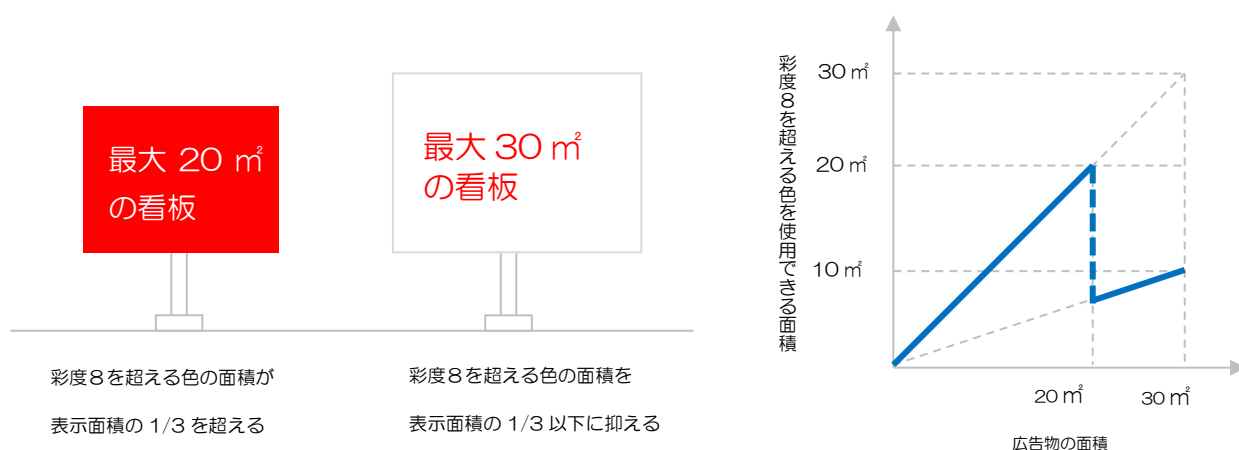
Q1 色彩に関する規制はどの地域に適用されるのか。

[A] 禁止地域及び第 1 種地域で表示する許可が必要な広告物については、彩度が 8 を超える色彩を使用する面積は表示面積の $1/3$ 以下にしなければなりません（「その他の広告物」の貼り紙、貼り札及び立看板その他看板の類を除く）。

なお、自家用広告物の適用除外の基準には色彩基準はありません。

Q2 許可地域の第 2 種地域及び第 3 種地域で色彩を抑えた場合は、面積基準などはどうなるのか。

[A] 彩度が 8 を超える色彩を使用する面積が表示面積の $1/3$ 以下である広告物は、許可基準の面積が緩和されます。通常の基準よりも 1.5 倍大きく表示可能です。

例) 面積基準が 20 m^2 の場合

Q3 禁止地域に表示している自家用広告物で適用除外基準を全て満たしている場合、色彩規定は適用されるのか。

[A] 適用除外基準（条例第 6 条第 2 項第 1 号）に色彩の規定はありませんので、彩度 8 を超える色彩を使用する面積が表示面積の $1/3$ 以上であっても問題ありません。しかし、表示する広告物を追加するなどして適用除外の基準を満たさなくなった場合、禁止地域及び第 1 種地域では彩度 8 を超える色彩を使用する面積は表示面積の $1/3$ 以下に抑えることが必要になります。

5-1

許可申請について

(該当条例等) 条例第5条第1項、規則第2条、第6条、別表第2

Q1 手数料は誰が定めているのか。

[A] 各市町村の手数料条例により定めています。

Q2 禁止地域や許可地域はどのように確認するのか。

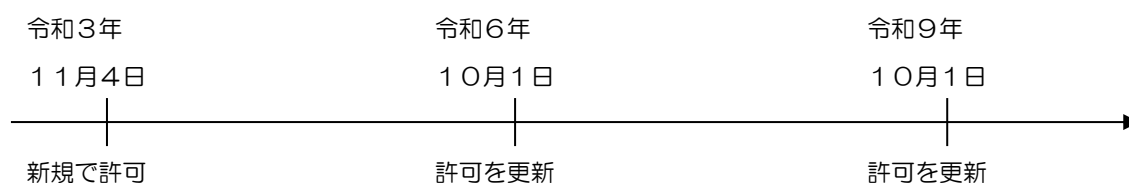
[A] 規制図で確認してください。規制図は県のHPで確認できます。ただし、規制図は地域指定を詳細に反映したものではありませんので条例、規則、告示も併せて確認してください。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/okugaikoukokubutsuiyourei/about_okugaikoukokubutsu.html

Q3 許可期間が「3年以内」と定められた広告物の許可の期間は、許可を与えた日から3年間になるのか。

[A] 新規の場合、許可日から丸3年の最後の日の直前の3月又は9月の末日までとなります。更新の場合は、4月又は10月の1日から3年後の3月又は9月の末日となります。(規則第6条)

(例) 令和3年11月4日に独立広告物の許可をする場合は、丸3年の最後の日は令和6年11月3日で、その直前の令和6年9月30日が許可期間の最終日です。

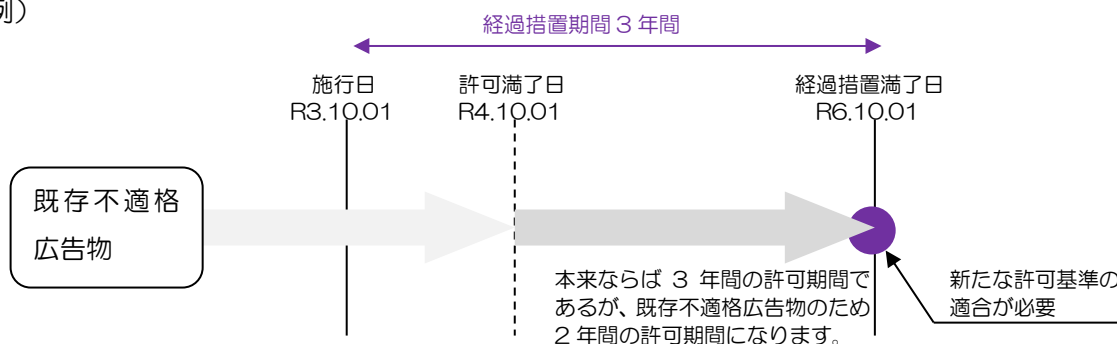


Q4 許可基準が改正された際に、既存で適法に表示されている広告物の経過措置期間は何年あるのか。

[A] 新たな基準の施行日時点で適法に表示されている広告物(既存不適格の広告物)は3年間の経過措置が発生します。ただし、経過措置期間中に広告物を改修(屋外広告物変更等許可申請書の提出が必要なもの)をする場合にあっては、新たな基準が適用されます。

(条例第7条第1項)

(例)



Q5 既存店舗を利用し新たに事業を始めるのだが、以前の広告主が高さ4m以上の独立広告物の建築確認の確認済証を紛失してしまった。どうすればよいのか。

[A] 確認済であることを証明する建築確認台帳記載事項証明をそれぞれの地域を所管する県の建築確認部局に再度発行してもらってください。

Q6 屋外広告物更新許可申請に自主点検結果報告書の添付が必要だが、どんな資格が点検者には必要か。

[A] 規則第7条第2項第3号にて、高速道路等沿道案内広告物、案内広告物（電柱に巻き付けられ、又は取り付けられるものを除く。）、壁面広告、突出し広告、屋上広告、独立広告にあっては、更新許可申請の際は自主点検結果報告書の添付が必要と定めています。点検は、下記に示す規則第7条第3項各号のいずれかに該当する者が行わなくてはなりません。

・屋外広告業者（改正前の規則第7条第3項第1号に係るもの）

・規則第7条第3項

(1)屋外広告業者の業務主任者になるための資格を有する者

①屋外広告士

②都道府県・政令指定都市・中核市が主催する講習会修了者

③広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者
又は職業訓練を修了した者

④知事が①、②、③に掲げる者と同等以上の知識を有する者と認定した者

(2)規則第22条第1項に掲げる者

①建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
一級建築士、二級建築士及び木造建築士

②電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する電気工事士の資格を有する者
第一種電気工事士及び第二種電気工事士

③電気事業法(昭和39年法律第170号)第54条第1項に規定する第1種、第2種
又は第3種の電気主任技術者免状の交付を受けている者

④職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく帆布製品製造取付けに係る
職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

(3)広告物の点検に関し相当の知識を有するものとして知事が指定する者

屋外広告物点検技能講習修了者

なお、これは令和6年9月30日までの間に実施した広告物等の点検に係る屋外広告物自主点検結果報告書についての取り扱いです。

令和6年10月1日からの詳細は県HPをご確認ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/okugai/d00208609.html>

Q7 道路占用の許可も必要な屋外広告物を許可する際、どちらの許可申請を先にすればよいか。

[A] 占用の許可基準に広告物の規制が含まれている場合がありますので、屋外広告物の許可を先に行っても占有許可が取れない可能性があります。

他の法令等の許可等を要する場合は、他の法令等の許可申請の前までに、事前相談を終えるようお願いします。また、他の法令による許可等を受けた場合は許可書等の写しを後日提出してください。

Q8 申請書に押印は必要か。

[A] 申請書にかかる押印は不要となっています。

屋外広告物許可申請書の提出先は各市町村申請窓口になります。
問い合わせ先については最後のページをご確認ください。

5-2

屋外広告業の登録について

(該当条例等) 条例第 23 条～第 23 条の 8、第 25 条、規則第 16 条～第 16 条の 3

Q1 広告物を設置する際には、必ず屋外広告業の登録をしていなければならないのか。

[A] 広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う場合には、元請け、下請けという立場に関わらず、広告業の登録が必要になります。従って、看板の製作・印刷だけを請け負う業者（広告代理店、印刷業者）は広告業の登録は必要ありません。また、自らの広告物を自ら設置する場合など、業とせずに広告物を設置する場合、登録は必要ありません。

Q2 屋外広告業の登録を行うのに資格等はいるのか。

[A] 屋外広告業の登録をするには、各営業所に業務主任者を選任しなければなりません。業務主任者になるには、下記の資格が必要です。

- ①屋外広告士
- ②都道府県・政令指定都市・中核市が主催する講習会修了者
- ③広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者

Q3 屋外広告業の登録をすでに行っているが、登録事項に変更があった場合は手続きが必要か。

[A] 登録の場合、次の事項が変更になる場合は 30 日以内に届出を行う必要があります。必要書類等については「屋外広告業の登録について」をご覧ください。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/okugaikoukokugyoutouroku/henkoutouroku/henkou_touroku.html

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人代表者の氏名
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては、その役員の氏名
- (4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所
- (5) 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

Q4 申請書に押印は必要か。

[A] 申請者にかかる押印は不要となっています。

屋外広告業申請書の提出先は和歌山県都市政策課になります。

和歌山県庁 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 景観・公園班

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1 TEL : 073-441-3228

MAIL : keikan@pref.wakayama.lg.jp

屋外広告物表示許可 申請窓口

(該当条例等)

許可申請を行う際は、各市町村担当窓口にお問い合わせください

管轄区域	名称	担当課	所在地	TEL
海南省	海南省役所	管理課	〒642-8501 海南省南赤坂 11 番地	073-483-8489
橋本市	橋本市役所	まちづくり課	〒648-8585 橋本市東家 1-1-1	0736-33-6103
有田市	有田市役所	都市整備課	〒649-0392 有田市箕島 50	0737-83-1111
御坊市	御坊市役所	都市建設課	〒644-8686 御坊市藺 350	0738-23-5512
田辺市	田辺市役所	都市計画課	〒646-8545 田辺市新屋敷町 1	0739-26-9937
新宮市	新宮市役所	都市建設課	〒647-8555 新宮市春日 1-1	0735-23-3435
紀の川市	紀の川市役所	都市計画課	〒649-6492 紀の川市西大井 338 番地	0736-77-2511
岩出市	岩出市役所	土木課	〒649-6292 岩出市西野 209	0736-61-6936
紀美野町	紀美野町役場	建設課	〒640-1192 海草郡紀美野町動木 287	073-489-5904
かつらぎ町	かつらぎ町役場	建設課	〒649-7192 伊都郡かつらぎ町丁ノ町 2160	0736-22-0300
九度山町	九度山町役場	建設課	〒648-0198 伊都郡九度山町九度山 1190	0736-54-2019
高野町	高野町役場	建設課	〒648-0281 伊都郡高野町高野山 636	0736-56-2934
湯浅町	湯浅町役場	産業建設課	〒643-0002 有田郡湯浅町青木 668-1	0737-64-1124
広川町	広川町役場	企画政策課	〒643-0071 有田郡広川町広 1500	0737-23-7731
有田川町	有田川町役場	建設課	〒643-0021 有田郡有田川町下津野 2018-4	0737-52-2111
美浜町	美浜町役場	農林水産建設課	〒644-0044 日高郡美浜町和田 1138-278	0738-23-4952
日高町	日高町役場	産業建設課	〒649-1213 日高郡日高町高家 626	0738-63-3804
由良町	由良町役場	地域整備課	〒649-1111 日高郡由良町里 1220-1	0738-65-1203
印南町	印南町役場	建設課	〒649-1534 日高郡印南町印南 2570	0738-42-1734
みなべ町	みなべ町役場	建設課	〒645-0002 日高郡みなべ町芝 742	0739-33-9370
日高川町	日高川町役場	企画政策課	〒646-1324 日高郡日高川町土生 160	0738-22-2041
白浜町	白浜町役場	建設課	〒649-2211 西牟婁郡白浜町 1600	0739-43-6589
上富田町	上富田町役場	建設課	〒649-2192 西牟婁郡上富田町朝来 763	0739-34-2374
すさみ町	すさみ町役場	建設課	〒649-2621 西牟婁郡すさみ町周参見 4089	0739-55-4806
那智勝浦町	那智勝浦町役場	建設課	〒649-5392 東牟婁郡那智勝浦町築地 7-1-1	0735-52-0560
太地町	太地町役場	産業建設課	〒649-5171 東牟婁郡太地町太地 3767-1	0735-59-2335
古座川町	古座川町役場	建設課	〒649-4104 東牟婁郡古座川町高池 673-2	0735-72-0180
北山村	北山村役場	産業建設課	〒647-1603 東牟婁郡北山村大沼 42	0735-49-2331
串本町	串本町役場	建設課	〒649-3592 東牟婁郡串本町サンゴ台 690-5	0735-67-7262